

平成20年第4回由利本荘市議会定例会(12月)会議録

平成20年12月9日(火曜日)

議事日程第2号

平成20年12月9日(火曜日)午前9時30分開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者	16番	高橋	信雄	議員
	24番	土田	与七郎	議員
	14番	佐藤	勇	議員
	12番	本間	明	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員(28人)

1番	今野	英元	2番	今野	晃治	3番	佐々木	勝二
4番	小杉	良一	5番	田中	昭子	6番	佐藤	竹夫
7番	高橋	和子	8番	渡部	功	9番	佐々木	慶治
10番	長沼	久利	11番	大関	嘉一	12番	本間	明
14番	佐藤	勇	15番	佐藤	實	16番	高橋	信雄
17番	村上	文男	18番	佐藤	賢一	19番	伊藤	順男
20番	鈴木	和夫	21番	佐藤	讓司	22番	小松	義嗣
23番	佐藤	俊和	24番	土田	与七郎	25番	村上	亨
26番	三浦	秀雄	27番	齋藤	栄一	28番	齋藤	作圓
30番	井島	市太郎						

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田	弘	副市長	鷹照	賢隆
副市長	村上	隆司	教育長	佐々田	亨三
理事	佐々木	永吉	総務部長	渡部	聖一
企画調整部長	中嶋	豪	市民環境部長	鷹島	恵一
福祉保健部長	齋藤	隆一	農林水産部長	小松	秀穂
商工観光部長	阿部	一夫	建設部長	猿田	正好
行政改革推進本部 事務局長	今野	良司	教育次長	須田	高
ガス水道局長	高橋	勉	消防長	中村	晴二

総務部次長 小松 浩 財政課長 阿部 太津夫
兼総務課長兼職員課長
企画調整課長 大庭 司

議会事務局職員出席者

局長 村上 典夫 次長 三浦 清久
書記 遠藤 正人 書記 阿部 徹
書記 石郷岡 孝 書記 鈴木 司

午前 9時30分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は28名であります。出席議員は定足数に達しております。

日程に入る前に市長より発言の申し出があります。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 議長から発言のお許しをいただきましたので、12月3日に発生したケーブルテレビの地上波の停波についてご報告申し上げます。

既にマスコミなどによる報道等でご承知のこととは存じますが、午後6時45分から、およそ5時間にわたり県内のアナログ放送の再送信が中断され、また、地上デジタル放送も午後8時ころからと午後9時ころからの2度にわたり、最大で35分ほど中断し、一般世帯の加入者およそ6,700世帯の皆様に影響を及ぼしたものであります。

加入者から「テレビが映らない」との通報を受け、直ちに折渡山頂の受信アンテナを調査したところ、電源ユニット内のチャンネル増幅ユニットが故障し、電源の供給が停止したものと判明いたしました。

直ちに対応策を協議した結果、代替機器の取り寄せには時間を要し、作業も専門技術を要することから、午後9時過ぎに夜間作業を中断し、製作元に同一機器を手配するとともに、センター屋上に仮設アンテナを設置するなど応急処置を講じたことにより、翌午前0時20分に仮復旧しました。

その後、交換部品が届いた翌朝午前6時30分より作業を開始し、午前8時30分に本復旧をいたしたところでございます。

この間、5度にわたり放送機器の故障による停波のお知らせとおわびを音声告知放送により周知いたしましたが、楽しみにしていた番組が視聴できないことなど、市民の皆様からたくさんのおしかりの電話をいただきましたが、事故発生から仮復旧まで、すべてのお電話に対応しきれなかった状況でありました。

故障の詳細につきましては、機器製作元へ原因調査を依頼しておりますが、放送を所管する総務省東北総合通信局を初め再送信の同意をいただいている県内放送事業者への事故報告をするとともに謝罪いたしております。

加入されている市民の皆様には、長時間にわたり多大なご迷惑とご不便をおかけし深くおわびいたしますとともに、不測の事態に対応する体制整備やマニュアル作成など万全な対策を講じてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） それでは本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

16番高橋信雄君の発言を許します。16番高橋信雄君。

【16番（高橋信雄君）登壇】

16番（高橋信雄君） おはようございます。研政会の高橋です。

議長の許可をいただきましたので、12月定例議会の一般質問をトップバッターとして大項目5点の質問をいたしますが、質問に入ります前に、10月1日に急逝されました石川久議員のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご家族の皆様に対しまして心より哀悼の意を表します。天空より、由利本荘市の発展と健全な議会の歩みをお導きいただきたいと願っております。

質問に入ります。大項目の1点目は、総合発展計画の見直しについて伺います。

その(1)一体事業の定義についてですが、どのような基準でどのような議論があったのかという点です。

合併前の平成15、16年において、合併に向けて合併協議会が設立され、計19回の会議で真剣に、時には熱い議論を重ね、新市が誕生したのは周知のことです。4年ほど前を思い起こすとき、市民には合併効果を「負担は低く、サービスは高く」、また、「莫大な合併特例債でまちづくりを」と不安もありましたが、期待もありました。

これまでの4年間、何度も質問がありました。市民からも合併に対する否定的な反省も聞かれましたが、合併の選択は最善策の一つだったと今でも信じております。その根拠にしているのは、「合併していなければどうなっていたのか」とイメージすることです。国の財政難は市町村合併を進めようが進めまいが同じ結果ですので、交付税は削減され、合併しなくても議員の数もそれなりに少なくなっているでしょうが、職員の削減、施設の統廃合などは現在より難しい作業だと認識しています。単独自治体の行財政は決してバラ色ではなかったはずですが、それをある程度イメージを重ね合わせることで、合併の効率性とスケールメリットを最大限発揮しながら、デメリット、もしくは不安を少なくしようと協議を重ねたものと私は理解しています。

そこで一体事業についてですが、市民の中にも何が基準でどのような議論があったのかというのが十分理解されていないと感じました。9月25日に行われた全員協議会においても同様の意見が聞かれたと感じています。私も合併協議会の資料を改めて調べるなどして見ましたが、はっきりとした一体事業についての説明を見つけることができませんでした。一体事業はどのような定義で決められたのか。それはどの時点だったのか。

2点目として、一体事業の決定に際し、どのような議論があってどのような形で進められたのか伺います。

3点目として、総合発展計画の見直しを地域協議会へ説明したかという点についてお聞きします。

特に一体事業については、これまで所管区域に係る事項として当該区域以外には説明

をしてこなかったと認識しています。一体事業を恣意的にと感じ取れるほど、説明をしていないのではと感じるほどです。

以前にも同様の質問をしておりますが、条例 8 条 3 項の条文の解釈から、一体事業は当該地域自治区のみに係る事項と解釈するよりは——みずからつくった条例を解釈で云々するというのもおかしい理屈ではありますが、一体事業の名のとおり市全体に係るものとして説明し、意見を聞くべき事項であると考えますが、どうでしょうか。

また、合併特例債は一体事業のみに使われているわけではありませんが、その性格上——性格というのは一体性の確保、均衡ある発展など、一体事業を行う場合の起債には適しており、県や国の許可も得やすい状況ということから、地域全体の大切なこととして地域協議会に意見を聞くべき事項だと考えています。

4 点目として、事業着手中のビッグプロジェクトの見直しも検討されたのか伺います。

ケーブルテレビ事業、旧由利組合総合病院跡地整備事業、由利橋架け替え事業などどのような考え方で見直しに当たったのか。今回の総合発展計画の見直しは、公債費負担適正化計画のために必要な事業費削減ありきであると認識しており、そのことに対しては異を唱えるものではないが、ならば聖域をつくらず事業着手中の見直しも必要だったのでないかと考えています。のどの奥に刺さったままの魚の小骨のような継続事業ということで、いま一つ見直しの踏み込みが足りないような気持ちを感じています。

ただ、今回の総合発展計画の見直しに際して、一定のスキーム——枠組みという意味で使いますが、の構成は、これまでややあやふやな予算の地域割りや優先度の決定に一つの指針を明らかにしたという意味で率直に評価するものです。合併協議時の同意事項を基本にするという考え方も、同様に評価いたします。そのために、条件も意見も異なる 1 市 7 町が協議し同意したのですから、公債費負担適正化計画という避けられない足かせの中で、もし合併していなければという比較意識を持ちながら、合併の効果をつくり出していくことが必要となっています。

大項目の 2 として、農業問題について伺います。

その(1) 転作大豆の連作障害についてですが、西目地域のようにブロックローテーションを取り入れている地域は、連作障害が大豆の生産に障害にはなっておりませんが、中山間地を中心に転作地は水稻の生産力の低い水田に固定されています。

市は、これまでの答弁などから、耕作放棄地がほとんどないという認識を持っておられるようですが、一般的に耕作放棄に近いか同等の耕作をあきらめざるを得ない不耕作地が、中山間地を中心にかなりあることを農家や J A は認識しています。農家は、不耕作地を積極的に望んでいるわけではありませんが、稲の生産力の低い中山間地を管理やコスト面から稲の作付を行わず、転作や休耕としているのが現状です。このような条件不利地を中心に連作障害が大豆に限らず発生しています。

しかし、現状の交付・助成制度では、交付金の高い大豆を中心とした戦略作物か、費用のかからないカウムのみの不耕作とする場合がふえています。中山間地の利活用については、直接支払制度が農家の困難を助けてはいますが、すべてが対象となっているわけではなく大きな課題となっています。大豆などは本来、畑地化された水はけのよい良質な圃場や機械作業などの効率性のよい圃場が望ましいのですが、中山間地や生産力の低い水田を抱える農家にとって、条件のよい水稻生産に適した圃場を休耕して、稲の

収入を減少させてまで大豆などを転作させる余裕はないのが常識です。収入、機械や土地の生産性、労働生産性からも、確立された稲にかわる作目は簡単には見つからなく、転作はあくまでも稲の補完にしかならないのです。

このような問題を抱えた条件不利地の連作障害を考えたとき、補助・助成金も含めた政策がどうやって導くかが肝要に思います。交付金など有利な大豆を継続して作付ても、連作障害などでほとんど上物の収入はなく、結局は不耕作地となっている悪循環の農地も見られ、JAや農家に任せるだけでなく、こぼれている中山間地直接支払いの独自の認定、不耕作地への対応、政策誘導の指針を示す市の主体的な取り組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。

農業問題の2点目として、転作問題とも大きく関係しますが、生産配分基準反収の考え方について伺います。

現在、農家には米の生産を生産配分数量として配分し、作付可能面積に修正され、転作面積が配分されています。その転作面積は、平成5年の大冷害を受け、翌年の増産への復田協力に応じた生産協力市町村にメリット配分をこれまで行ってきました。市町村合併後も、秋田県はこれまでの経緯をかんがみ、旧市町村の傾斜配分を行い、市内一律の転作比率になっておりませんでした。本市はこれを、平成19年から3年で市内一律にしようとしております。平成22年からは市内同じ転作率になるわけです。これによって転作率が高くなる地域からは、これまでの経緯、復田に費用をかけて協力した際のメリット分であり、納得しがたいとの声があったのですが、水田協——水田農業推進協議会において執行部の提案が決定されました。由利本荘市が同一条件の転作率という基準を設けたわけです。

しかし、生産配分、転作面積を配分する基準となる生産配分基準反収を一律にはしていないので、転作率が加算される地域にとって不公平感が高くなっています。基本的に、一律にするということは平均値にするということであり、半分は高くなり、半分は下がるということですが、転作率は一律、基準反収は別々という明快な理由は何かということですね。水田協においても毎回議論はあるようですし、前段の幹事会においても議論されていると伺っていますが、この基準反収の計算方法が本来出荷しない、農家にとってくず米と呼ばれるMの1.8ミリメートルの網目を使っての農業共済の数値であるため、例年、実感のない反収ということも抵抗があります。ただこれは、全国的にほぼ共通の計算方法ということもあり、あきらめながら協力ということにはなっています。しかし、転作率は一律、基準反収は別々というのは筋が通らない、理不尽だとの思いがあります。

旧1市7町は、それぞれ一律の転作率と基準反収で配分を行ってきましたが、合併後、転作率を一律にするのならば基準反収も一律を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

水田には1筆ごとに農業共済の基準引受反収という数値があるのですが、それを使って生産配分することが最も公平で納得できる配分方法だと私は以前より主張してきましたが、いかがでしょうか。同じ共済のデータを使いますし、収量との比較、係数を明確にできますし、1筆ごとの生産数量の配分も可能です。もちろんトータルの配分も可能です。ただ、互助制度の調整、農家みずからの計算も面倒になるでしょう。計算方法が変わることへの抵抗も考えられます。事務量がふえると抵抗も考えられます。転作大豆

の連作障害でも述べた固定化された圃場も、条件不利な中山間地と多収可能な水田を一律に扱っているために、どうしても農家はカウントは同じでも生産力の低い水田を休めるわけです。

転作制度が始まって間もなく40年になります。パソコンが普及してデータ処理が容易とはいえ、1筆ごとの配分は検討要素が多いのも事実ですが、転作率と基準反収の課題はそう難しいとは思えないのですが、いかがでしょうか。すぐにできますし、最も簡単な方法です。

次の質問に入ります。自治体のカーボンオフセットと排出量取引について、その(1)カーボンオフセットへの取り組みについてお聞きいたします。

1997年12月の第3回気候変動枠組条約締約会議——COP3と言うそうですが、において議決された、いわゆる京都議定書で温室効果ガス、CO₂の削減を、日本は1990年を基準年として2008年～2012年の間に6%の削減を義務づけられました。CO₂の削減は国際公約となっているのは周知のことです。それを受け、CO₂削減は排出量取引として京都議定書の3つのメカニズムの一つとして制度に盛り込まれました。今回は、本市がCO₂の削減にどのように取り組むのか、排出量取引を使い、衰退が心配される林業の振興に活用できないか質問いたします。

CO₂削減については幅広い議論があり、カーボンオフセットの取り組みもさまざまな方法と対策があります。ごみを減らす、リサイクルを進める、暖房を低く抑えることや冷房温度を下げないこと、車での移動を控えることや化石燃料から風力発電に切りかえることもエコな対策です。由利高原鉄道の乗車運動から、関係する市職員の自動車通勤へかえることもCO₂削減につながります。

コスト削減、省エネは、その多くはCO₂削減につながる行動です。車で東京 名古屋間を2往復すると、CO₂を400キログラム排出し、ヒノキ16本を1年間育て、CO₂を400キログラム吸収させるのと同じだと言われます。また、1日4.5時間テレビを見ると、CO₂を75キログラム排出し、ヒノキ3本を1年間育て、CO₂を吸収させるのと同じだと言われています。

以前から私は、水とエネルギーとごみは自治体が責任を持つ大切なことという認識で、その矛先を安易にほかから持って来たり、依存する都市との違いに地方のプライドとメンタリティー——これは知性という意味で使いたいのですが、感じる必要があると考えています。幸い、由利本荘市には豊富で良質な水があり、水力発電、風力発電に加え、天然ガスも有数の産出量を誇ります。ごみの処理も他に依存せず、地域内で処理を行っています。明確なコンセプトを持ってCO₂削減に取り組んでいるか伺います。

2点目として、排出量取引の検討と林業振興への取り組みについてお聞きします。

EU、イギリスなどを中心に排出量取引制度が効率的な削減を促す仕組みとして行われています。国内では、排出量取引の具体的な制度設計を検討している段階で、環境と経済双方の視点からの実施を目指していると言われています。

そのため費用対効果の高い実施を推進し、社会全体の対策コストを低減することが期待され、長期的な大幅削減のための有効な政策手法と考えられています。具体的な取引は、制度設計の段階とはいえ、企業を中心に排出量取引は行われています。

さきに述べましたようにCO₂の削減は多くの手法と対策がありますが、全国15番目

とも言われる広大な面積を有する本市において、排出量取引により停滞する林業の活性化と財源の確保につなげるねらいからお伺いします。

高知県を初めいくつかの自治体が市場メカニズムを活用した取り組みを行っています。これは、京都議定書に盛り込まれたクレジット、クリーン開発メカニズム、排出量取引の3つの京都メカニズムと呼ばれるものです。先日の新聞には、東大とローソンの取引が紹介されていました。東大の照明器具を省エネ型に更新することで、CO₂の排出量を年間4,000トン削減する計画をローソンに削減分を売却するという導入費用の一部を回収するものでした。すぐに採算が合うというものではないそうですが、省エネ型で電気代も抑えられ、メリットが大きいとありました。一方のローソンは、利益や自社の削減目標達成が目的ではなく、社会貢献が自社のイメージアップにつながると見ているようでした。

高知県においては、温暖化防止のさまざまな取り組みの中で、民有林の間伐材を活用して木質バイオマス発電を行い、削減したCO₂を株式会社ルミネ——JR東日本が91%出資の子会社ですが、ルミネがクレジットを購入するというもので、県は得た資金で林業の活性化やCO₂削減プロジェクトに投資しています。ルミネは、これまでの環境活動とあわせ、自社の削減目標達成とソフト的な活動による社員の意識改革も促し、地域環境活動に貢献することで、企業のイメージアップを図るねらいがあります。

由利本荘市には約9万ヘクタールもの森林があり、うち、市有林が1万980ヘクタール、民有林が5万6,689ヘクタールの広大な森林資源を生かして、排出量取引による財源を活用して、停滞する林業の管理も十分できない森林の整備や振興に活用できないか、甚だ素人的な発想ですが検討の余地がないか伺います。

次に、大項目4として、政府が追加経済対策の柱としている定額給付金について伺います。

原則1人1万2,000円を支給する予定だと言われておりますが、所得制限などは市町村の判断にゆだねるといふ、実質丸投げとも言える発言があり、混乱を来しております。円滑な支給には課題も多く、地方の実態を無視しているとの批判もあるようです。国は、給付に係る費用も措置するようですが、所得制限には住民間の公平性の確保、窓口の混乱、事務負担の増大などが懸念され、所得を調べるということがプライバシーの侵害になるとの指摘をする向きもあり、整備された制度が望まれています。ばらまき、選挙の道具との批判もありますが、厳しい経済状況の中、生活者を中心に給付金に期待する市民も多いのではないかと感じています。

高齢者と子供には8,000円の加算があり、貯蓄に回す余裕のない庶民には生活支援として大変ありがたい給付金であると思っています。我が家では6人家族ですので私はすぐ合計額を計算し、結構な合計額ににんまりとしたのですが、大学生から中学の子供まで取り分を主張し、当然ですが、ひとり占めはできそうにもありません。

辞退していただきたいという高額所得者のラインが1,800万円と言われておりますので、この議場にどなたかおられるのかどうかわかりませんが、市長はどのような意見をお持ちでしょうか。

大ざっぱに計算しても10億円を軽く超えようかという本市の給付総額、ぜひ市内で消費され、少しでも地域経済の活性化につながればと思う一人です。このことから所得

制限がされるより、高所得者の方々は給付される額の何倍も使っていただき、経済対策のエンジンになっていただきたいものです。そこで給付のあり方、方法について、口座振替か直接現金給付なのか、所得制限を行うのかどうかなど市の対応を伺います。

最後の質問に入ります。次期市長選挙への対応について、柳田市長の出处進退をお聞きいたします。

合併以来、困難な市政のかじ取りに当たり、課題が多い中、国体開催の成功を初めまちづくりに行財政改革と進むべき一定の道筋を教示されました。1市7町の合併で1,200キロ平米を超える広大な面積の新市運営は、恐らく想像を絶するハードなものだったと思われます。丁寧に各地域の行事や会合にも出席され、みずからの言葉で市民に語りかけ、理解と協働のまちづくりを進めたことに対し、頭が下がる思いを感じています。継続してまちづくりの形を市民に伝える作業が選挙に出る人間には必要なのだと教えていただきました。何より国・県を初めとする財政難は、まちづくりの根幹を揺るがす交付税削減となり、自主財源が脆弱な本市など地方にとって格差を実感する厳しさです。痛みを伴う行財政の効率化は、一般的には改革と言われるものですが、避けて通れない行程であります。道半ばであり、このプロセスの策定は、事業の成果と並ぶ将来の由利本荘市のよりどころにもなるでしょう。これら重要な政策を手がけられ、1市7町の一体感の醸成に腐心された濃密な3年8カ月ではなかったかと思慮しています。

ところで、これまで柳田市長は何度か次期市長選挙への対応について一般質問を受けておられますが、明快な答弁をされておりません。市長の任期も残り3カ月余り。これまで公式非公式に数多く聞かれていささか閉口しておられると推察いたしておりますが、私からも改めて、来年4月に行われるだろう由利本荘市長選挙に立候補のご意思がございますか伺うものです。市長の答弁で一気になぎやかになる感じもございますが、胸の内を明らかにしていただければと存じます。

これをもちまして質問を終わりますが、答弁よろしく願います。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、高橋信雄議員のご質問にお答えします。

初めに、総合発展計画の見直しについての（1）の一体事業の定義と、（2）のどのような議論が進められたかについては、関連がございますので一括してお答えいたします。

総合発展計画の主要事業は、合併時に1市7町それぞれが検討し、収支を均衡させて持ち寄った市町村建設計画を基本として協議・決定した新市まちづくり計画を踏襲したものであることは、ご案内のとおりであります。

しかしながら、合併時に持ち寄った事業には新市まちづくり計画の骨格となる、受益が全市に及ぶ事業や広域的事業がなかったことから、新市まちづくり計画の事業計画と財政計画の原案を作成する幹事会の企画担当課長会議が、こうした要件を満たす事業について一体事業として区分した原案を協議・調整し、助役からなる幹事会に提案したものであります。

事業によっては市町長会議で協議したものもありますが、こうした過程で、まず一体事業たる受益が全市に及ぶかや広域的であるかについて、次に、一体事業の財源を1市

7町で応分負担することについて検討・協議され、決定したものであります。

なお、一体事業につきましては、平成16年4月23日の第16回合併協議会後了後に開催されました新市まちづくり計画にかかわる説明会において、市町村建設計画に係る事業計画（一体事業）として提示、説明しております。

次に、（3）の地域協議会への説明は、それから（4）の事業着手中のビッグプロジェクトの見直しも検討されたかについては、関連がございますので一括してお答えします。

平成21年度以降の総合発展計画主要事業の見直しに当たっては、前段として見直しに至る財政状況等について議会及び各地域協議会にご説明した後、主要事業仮調整方針及び仮調整案について同様にご説明申し上げたところであります。

このうち、主要事業見直しの仮調整に係る各地域協議会への説明に当たりましては、新市まちづくり計画策定時の一体事業、消防事業、地域事業という基本枠を踏襲し、それぞれの仮調整率を目標に仮調整を行う方針に基づきご理解をお願いし、各地域事業に加え一体事業についても説明を行い、ご意見を伺ったところであります。

見直しに当たりましては、21年度以降に予定しているすべての事業を対象に担当部署に個別事業調書を作成させ、必要性や優先性などについて再精査し、見直しも含めた検討の上で事業調整を行ったもので、ご質問の事業着手中の一体事業においても、文化複合施設をマイナス10%、ケーブルテレビをマイナス5%、事業費を圧縮するなど調整しております。

2番の農業問題について申し上げます。（1）の転作大豆の連作障害対策についてであります。転作大豆については、本市水田農業ビジョンの中で土地利用型作物として産地づくり交付金を重点的に配分し、強力に推進を図ってきたものであります。このため推進に当たっては、適地適作を基本にブロックローテーション及び排水条件を確保することで連作障害を回避し、高収益の大豆生産が可能となるような施策を誘導してまいりました。

本市管内の大豆転作面積は全体で342ヘクタールとなっており、水稲と大豆によるブロックローテーションが248ヘクタール、大豆作付が固定化している面積が94ヘクタールの状況であり、とりわけ条件不利地域の連作障害には対策に苦慮している状況であります。

また、ご指摘のとおり中山間地域を中心に自己保全等の不耕作地がかなりの面積であることから、中山間地域直接支払事業等活用しながら耕作放棄地発生防止に努めてきたものであります。条件不利地域がすべて対象とはなっていないことから、本対策の充実を国に要請しているところであります。

次に、（2）の生産配分基準単収の考え方について申し上げます。

米の生産目標数量については、由利本荘市水田農業推進協議会が配分方針を作成し、農家が転作面積を把握できるよう、JA等が生産目標数量とあわせて転作目標面積の配分を行っております。

配分基準単収の設定については、生産調整方針の運用に関する要領の中で、原則市町村の区域とするものの、旧市町村や集落等を単位として設定できるとされております。

本市協議会では、全市的な公平性確保の観点から、昨年度から3カ年で転作率を統一

するとの方針を策定したものであります。

さらに各地域の実情に即し、各地域単位で基準単収を設定したものであり、基準単収の多少により転作率に差が生じないなどのことから、現行制度の中では最も各地域間の公平性の確保ができるものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、次期対策が22年度からスタートすることから、制度の円滑な実施を図り、広範な農家理解が得られるよう、協議会の中で検討してまいります。

次に、大きい3番の自治体のカーボンオフセットと排出量取引について、その(1)のカーボンオフセットへの取り組みについてでございますが、現在、市においては、二酸化炭素削減のため目標を明記した総合的な計画の策定が進んでいない状況にありますが、温暖化が原因とされる異常気象などにより各地で自然災害の発生が多発する傾向にあることなどから、由利本荘市域の自然的・社会的条件に合った二酸化炭素排出抑制のために、具体的な施策を実施しなければならないと考えています。

ご発言のとおり、由利本荘市は山、川、海に恵まれた自然環境にあり、私たちはこれらの保全に努め、後世に伝える義務があります。この豊かな自然をいつまでも絶やすことなく守るため、エネルギー対策や廃棄物対策、環境教育の推進、資源の有効活用などありますが、民生部門のほか産業部門、商工部門、教育部門など、広範にわたる分野において協働して取り組む必要があります。

市ではこれまで、各分野においてそれぞれの部署が独自に活動を展開してまいりましたが、今後はお互いに情報交換を行い、地球温暖化防止という目的に向かって行動するため実施対策推進会議等を設置し、共通意識を持って対応することも検討しなければならないと考えています。

また、市民の皆様には、家庭における温暖化防止対策への実践と意識の高揚を図るため、これまで以上に環境活動の推進にご協力をいただきたいと思います。

市としましても、環境共生のまちづくりに向けて、低炭素社会の構築に取り組んでまいります。

次に、(2)の排出量取引の検討と林業振興への取り組みについてであります。地球規模の温暖化対策でも森林の果たす役割が明確化され、そのための整備が強力に進められておりますが、個人や市などが間伐などを実施するに当たって、自己負担は木材価格の低迷により経営環境が悪化している今日、重く厳しい状況であります。

財源の確保対策としてご提案のありました排出量取引につきましては、試行段階の制度においてCO₂削減の認証対象となるのは設備の更新や導入による事業のみであり、森林関連では木質バイオマス利用によるボイラーや発電設備などであり、森林による吸収量は京都議定書の目標達成に貢献することにはなりません。

このため高知県などでは、社会貢献として森林整備へ参画する企業等を対象に独自のCO₂吸収認証制度による算定評価を行っており、秋田県でも現在検討中であると伺っています。

多くの森林面積を有する本市といたしましては、引き続き林業振興のための検討を行いつつ、当面は企業との連携による植樹育林活動などを通して森林の果たす役割や価値について共通認識をお互いに高め合いながら、取引制度などの発足時には円滑なスター

トが可能となるよう努めてまいります。

次に、4番の政府が追加経済対策の柱の一つとしている定額給付金についてお答えします。

総額2兆円の定額給付金の支給要綱原案がまとまり、先月28日に都道府県担当者説明会で総務省がその内容を提示したのを受け、今月3日に市町村への説明会が開催されました。

原案によると、支給対象は全世帯が原則となり、所得制限については、必要性があると判断した市町村があれば市町村ごとに制限が可能となっております。

支給方法は、各世帯主が郵送で申請し金融機関の世帯主口座に振り込む方式が原則で、2つ目に郵送申請ができない場合は窓口申請後に口座振り込みする方式、3つ目にこれらが困難なケースに限定し窓口で申請後に現金支給の方式も採用できることになっていきます。

給付金は1人当たり1万2,000円で、65歳以上と18歳以下の人には8,000円が加算されますが、年齢基準日については平成21年1月1日とするか2月1日にするか検討中とされています。

所得制限を設ける場合は2009年所得を基準とするため、税情報の所得確認に同意を得た上で給付金を支給するのが原則で、拒否した場合は支給しないこととなっており、さらに所得が確定する2010年5月以降に所得確認を行い、限度を超えていた場合は給付金の返還を求めることとなっております。

所得制限につきましては、全国町村会や11月26日開催された秋田県副市長会議では、すべての自治体が所得制限を設けないことで統一すべく申し合わせを行っているほか、全国市長会のアンケートでも調査対象の約9割が「所得制限を設けない統一的な扱いにすべきだ」との結果が出ていることなどから、基本的にはその方向で実施することになるのではないかと考えています。

ただ、郵送でも窓口でも手続困難な方の代理手続や支給基準日以降から手続開始前の間に転居した人の対応など、なお検討が必要な課題も残っており、今後、市町村の意見を踏まえた詳細な詰めが行われるようでありますので、その動向を見きわめながら検討してまいります。

次に、最後であります、5番の次期市長選挙への対応についてお答えします。

このことについては、さきのさきのさきの議会においても一般質問で承っておりますが、今回またご質問いただきましたので丁寧にお答えいたします。

歴史に峠がありますように、地方自治体にとっての市町村合併は、まさに立ちはだかる峠であると思います。明治の変革は別として、昭和の合併は時代の要請とはいいいながら、先人が苦難との戦いによって峠を越えられました。それからおよそ半世紀、世界が我が国が大きく変貌しました。特に地方自治体を初め地域住民の生活などの変化は、想像をはるかに超えるものがありました。ふるさととのさらなる発展を求めての峠越えを決意して、平成15年1月、1市7町からなる市町村合併協議会が発足、以来一丸となって厳しい道を選択し、ついに平成17年3月22日、新市由利本荘市が誕生したのであります。合併協議会の会長を務めた者として、新市の誕生は感慨無量の思いであり、同時に新市のスムーズなスタートの必要性を痛感し、いま一度、市政発展のため身を捧げて、私の

持てる力のすべてを注ぎ込むことが私に課せられた新市への責務であるとの思いから、由利本荘市初代市長へ立候補させていただき、同年4月17日、市民の厳粛な厳正な審判により、由利本荘市長の職を担わせていただきました。以来、合併という厳しい峠を乗り越えた9万市民とともに、由利本荘市としての新しい歴史を刻み続けながら今日に至っておりますが、私は合併理念の一つである、地域が一つに結び合う一体感を結ぶことが緊急かつ重要課題であることから、いち早く市歌と市の花・木・鳥、市民憲章を制定し、また、CATV初め各種市民生活に関連した事業を中心に強力に推進してまいりました。現在は財政の健全化を図るため、平成26年までにおける総合発展計画主要事業の見直しとあわせて、市としての地域力を高める定住自立圏構想を作成すべく国との協議を進めており、未来に希望あるまちづくりの確立のために全力を傾注しているところであります。

ここに至り、私は由利本荘市初代市長として1期4年間に於けるみずからの責務はすべて果たせるものと確信しているところであります。この際、由利本荘市の将来については後進にお任せすべく、勇退の道を選択いたしたいと存じます。

なお、引き続き残された任期については、全力を傾注してまいります。議員初め関係各位に対しまして、これまでのご協力に対し、深甚なる感謝を申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 16番高橋信雄君、再質問ありませんか。16番高橋信雄君。

16番（高橋信雄君） 二、三再質問させていただきます。

まず一番最後、再質問ではありませんが、市長の発言を重く受けとめ、これまでのご功績に大変御苦労さまでしたと述べさせていただきます。まだ任期中の仕上げが残っておりますが、大変な御苦労かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問ですが、2番の農業問題について、最初は、転作大豆についてですが。ことしは秋の作業がかなり恵まれた天候により順調に進んでいるという認識を持っていますが、それでもなおかつ大豆の収穫作業が大変な長期間にわたっていることから、品質への影響等も懸念されています。今年は天候のおかげで品質も良好のようではありますが、この後、大豆への誘導が個人的には限界を超えてきだしているのではないかなという実感を持っています。農家の所得を確保するために条件のよい大豆を植えているものの、最終的には作業の関係から、そのメリットを十分享受できないような状態になりつつある、昨年なんか特にそうだったのですが、そのあたりの検討はどこまで進んでいるのかという点が1点と、生産配分基準単収の考え方で最も公平な現行の計算方法と述べられておりましたが、質問でも伝えておりますが、公平性でないので不満があるという観点から質問をしています。転作率を平等にするのであれば基準単収も連動するべきだという考え方がかなりあるわけで、旧1市7町は合併まではそういう考え方、スタンスを取って、1市7町の中にも基準単収がいろいろ分かれているにもかかわらず一律の基準単収を取ってきたわけです。合併したと同時に域内の転作率を一定化、一律化にするということは公平性を図る、ある観点を变えると基準単収を同じにするという計算方法が成り立つわけで、その最も公平な方法であるという認識の違いを今後、水田協でも出てくるとは思いますが、その認識が違ふということから質問したことから、この点に関してもう一度説明を求めたいなと思つてます。

あと、3番の排出量取引の検討についてですが、質問という形にうまく伝えればよろしいのですが、今回の質問に当たって担当の林政の部門といろいろ協議させていただいて教えてもらった部分が多かったのですが、かなり勉強されておりましたので、今後その方向で進めていただきたいという気持ちを持っています。今回の答弁にもありましたように、単純にすぐ木質バイオマスを事業化して域内に受益を産出させるというのは難しい作業であります。答弁にもあったように企業との連携を深めて、今、地域内には東証の森、それから石油資源の森、それからプライウッドに伺ったときも鳥海山の方にプライウッドの森というのがあるそうですが、このような企業の力を財源とはいかないまでも活用しながら、市内の林業整備、また、活性化につなげる道をぜひ探っていただきたいという点であります。

この3点が質問ですが、もう1点、希望ではあります。定額給付金につきましてかなり説明いただいたように、ややこしさと大変な事務量が発生すると思われまので、今後とも国の指針が示されてからという作業にはなるわけですが、大変な御苦勞を重ねると思いますが、円滑な支給に向けて力を発揮していただきたいなと思っています。

以上、3点について質問をお願いいたします。

議長（井島市太郎君） 柳田市長。

市長（柳田弘君） ご質問の第2の件、それから生産配分の件、それから排出量取引に関する件でございますが、いずれにいたしましても、この第2の転作、あるいは生産の配分の問題、これは全国どこの農業においても同じような悩みを抱えていると思います。これについて地域は地域として、1市7町で合併した新生由利本荘市としても、それぞれの今までの町のやり方、それからもう一つは合併後についての差異も少々あるかもしれませんが、これについてはやはり新市としての一体性を持ったところのやっぱり配分なども必要かとは思いますが、これについては担当部長の方からお答えさせます。

それから排出量、カーボンオフセットの排出量の問題です。

これも、ただ単に由利本荘市だけやれば世界の環境がよくなるわけでもない。世界がみんなが取り組まなければならないことであります。今、高橋議員さんのおっしゃったのは林業に関することであります。これは林業はもとより、これも秋田県だけの林業だけでもない、全体の問題としてとらえていかなければならない、そういう観点からも、私たちはお互いに連携をしながら、林業の面積を多く持つ当市でございますので、やはりいいものは率先してやるべく、そうした努力も必要かと思えます。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 小松農林水産部長。

農林水産部長（小松秀穂君） 補足してご説明申し上げます。

1点目の転作大豆の件でございますが、高橋議員さんからお話しありましたように、個々での転作大豆というのは収穫栽培含め、面積の拡大というのはかなりこれ以上は難しいところに来ているのかなという点では同じ認識をしているところでございます。これまでの転作の推進と違って、今現在は担い手経営安定対策ということで、一方では農業生産の組織化といえますか、生産のブロックを大きくするというところで集落営農等進めているわけでもありますので、そうした観点からも政策誘導を今度進めていく必要があるというふうに考えております。

なお、ことし大豆ですが、JA秋田しんせい管内では大体30キ口袋で1万5,800袋というように今のところ数字がなっているようです。大体、由利本荘市のこれまでの出荷数量を見ますと、ことしの場合1万1,500袋ぐらいが出るのではないかと考えております。いずれにしてもJAとともに、こうした政策の変化とあわせて今後検討してまいりたいと思っています。

それから2点目ですが、転作率と基準単収の件であります。

合併する前の市・町においても転作の個人配分が昭和50年代の初めころ始まって以来、大変、地域間のバランス、それから各市・町の中での一体的な配分といいますか、そういうことで悩んできた経緯があるかと思えます。合併時におきましては、ほぼ全市が一律、旧市・町単位では一律というようなもの、配分の仕方をしてあったようです。

今般、平成18年度の水田農業推進協議会で19年度から3年間で転作率を統一するというような協議会での判断、議論というのは、そうした過去の経験を踏まえての決定であったろうと思えます。

一方、基準単収については、現在のところ各旧市・町、いわゆる支部単位にそれぞれ設定してございますが、これについては転作について旧各市・町を超えて調整する場合には、どうしてもそれぞれに過去のこれまでの経緯を踏まえると必要であるということと、平成17年度の転作については県から当然、合併の年ですので前の年の12月に配分されておりますので内容が出てくるわけですが、18年度以降の転作については県から各旧市・町の単収、そういうものについて示されてないわけですので、まずは今進めております平成22年度には統一するということまでは今進めているような形で、転作率の統一に向かってその調整のために基準単収が必要であるという観点から設定しているところでありますので、よろしくご理解をお願いします。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 16番高橋信雄君、再々質問ありませんか。

16番（高橋信雄君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、16番高橋信雄君の一般質問を終了します。

この際、約10分間休憩いたします。

午前10時42分 休 憩

午前10時55分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。24番土田与七郎君の発言を許します。24番土田与七郎君。

【24番（土田与七郎君）登壇】

24番（土田与七郎君） 質問に入る前に、私の方からも、故石川久議員のご逝去に対しまして心から哀悼の誠をささげるとともに、安らかなるご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

それでは、お許しをいただいております質問、大項目5点につきまして質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1つ目ですが、総合発展計画の主要事業見直し仮調整案に関連して質問を

申し上げたいと存じます。

(1) 不況による企業の業績悪化は深刻であり、法人市民税等の減収予測と影響はについてであります。

長引く経済の低迷、国の三位一体改革の影響、平成18年度18.3%となった実質公債費比率、それに伴って策定した公債費負担適正化計画などの理由から、総合発展計画の主要事業見直し仮調整案が示されました。一般会計で21～26年度までの起債発行予定額を409億6,100万円から208億6,200万円に約50%、一般財源を77億5,600万円から29億3,000万円に約65%、それぞれ圧縮するもので、相当厳しい見直し案と言わざるを得ないのであります。その後、11月19日の勉強会での説明で、調整案はさらに厳しい内容となっております。

調整方針は、各年度の起債発行予定額をその年度の元金償還額以内、そして21・22年度の事業費を23～26年度に振り分けるとし、継続事業や有利な過疎債事業を優先するとしております。

財政計画では、歳入の税収を景気の低迷から20年度に比べて総じて低く見積もり、個人市民税では1.5%、法人市民税では10%減で推計しており、かなり低く押さえた堅実な試算であると思われま。

しかし、ことし20年度の経済不況は予測を越えた相当深刻な状況で、金融不安、株価の大幅下落、各種業界の中間決算が軒並み赤字または大幅減収減益などから、非正規従業員を中心に大量解雇も始まって、世界恐慌と言われるまでの大不況であります。

このようなことから、本年の我が市の税収は、当初の見込みより大幅に下回るのではないか心配されるわけですが、現在の状況と現在における予測、総合発展計画主要事業見直し案への影響はないのか、第1点として伺うものであります。

(2) 首長としての重点事業が一体事業、地域事業を越えて計画されるべきであり、それは何かであります。見直し仮調整案について、さきの2回に行われた説明会、勉強会では、合併協議会でのまちづくり計画がベースとなり、事務レベルでの見直し案との印象が強いのです。地方自治体の首長として合併をまとめ上げ、その後の新市のかじ取り役としてあらゆる課題に積極的に取り組み、限りない発展を目指してきた市長にとって、市政発展のためのビジョンから重点事業としてのものがあり、それが優先されて計画に盛り込まれてもよいと考えるものであります。今回の見直し調整案の中でそれに当たるものはどの事業なのか、市長の見解を伺いたいと思っております。

(3) 一体事業、地域事業の区分は、今計画終了時までとしてはありますが、一体事業とは、全地域または連なる地域の多くの市民の皆さんを対象に利便性や市民生活の向上のための必要性、価値観を共有できる事業であり、したがって一体性の確立のためや合併効果の上がる事業であると考えます。しかし、実際に感じることは、一体事業と地域事業の区別が非常にあいまいで分かりづらいというのも事実であります。

本来、事業の区分は合併自治体の一体性の確立から言えば問題がないとは言えず、いつまでも地域分けをしていることは地域の境界が取れないことになり、合併自治体の一体的発展のためには好ましいことではないのであります。しかしながら、合併当初の地域感情や地域不安、また地域バランスなどを考えると、今はやむを得ないものと考えております。

今回の発展計画見直し案は21～26年度までとなっており、それまでは見直し案に沿って進めなければならないと思います。勉強会では10年くらいは区分の方法でとの話でありましたが、これは今計画終了時までとし、次期計画ではすべて一体的認識を持って臨むことが求められると思考するものでありますが、いかがお考えかお伺いいたします。

(4) 事業費の削減と先送りは合併への疑念を招きかねず、どう理解を得、説明責任を果たすのかであります。

事業、事業費の大幅な削減や先送りは、財政に対する不満や指摘のみならず、合併そのものに対する疑念として不信感を増幅させることはないか心配があります。平たく言えば、合併しても何もよいところがないとか、やっぱり合併しなかった方がよかったのではというような思いを抱かせてしまうことでもあります。

合併論議を今さらする必要はないわけですが、私たちはそれぞれ市と町で議論に議論を重ね、熟慮の上、最良の選択をしたものでありますから、何もしなかった場合などと仮説を立てて話をする必要はありません。ただ、抑制が非常に大きいために市民の心境も複雑なところがあるものとは思われます。合併にかかわってきた私たちもその一端を感じながら、合併しても大変、しなければもっと大変であったこと、産みの苦しみとその後の育ての苦しみがあること、今、その時であることへの理解が必要であります。当局としても広報などに財政事情の解説をしておりますが、地域協議会はもちろん市政懇談会などあらゆる機会をとらえ、理解を得る努力を惜しんではならないと思いますが、どのような方策で対応するのかお伺いをいたします。

大きな2つ目ですが、行政評価制度についてお伺いをいたします。

(1) 行政評価は時代の要請であり内部評価には限界があると思われるがであります。これまで行政評価制度については2名の議員から質問がされておりますが、私からも私の視点でその必要性について質問をさせていただきたいと思っております。

行政評価システムは自治体が行う事業について事業の目的が明確であるかや、実施された事業がどのくらい役に立ち効果を上げたか、これからの改善方向などを評価基準に照らし合わせ、優先順位や結果によっては事業の見直しなどの対応が取れる仕組みであります。客観的に事業の目的や効果を検証・評価でき、費用対効果を高めるねらいがあります。そして、費用対効果の原則に立った視点から必要性、効率性、有効性、公平性、優先性についてチェックし、次年度からの政策の立案・執行に反映していくという、行政改革を進める上での大きな要素の一つであると認識をしております。

全国で行政評価を制度化する地方自治体が増加しているのは、昨今の財政事情の悪化により、これまでと同じような事業展開ができなくなったことと、情報公開等で住民の目がより厳しく行政に注がれていることからであると感じております。したがって、行政評価制度の導入は時代の要請であり、行政改革プランにも示されているとおりスピーディーに推進する必要があります。

制度の導入について、市長は「平成18年度より一部の主要事業について内部行政評価を試行実施し、評価システムの確立を目指してきた。しかし、評価指標の設定や評価基準のとりえ方にばらつきが生じ、過大評価や過小評価された事業があった。19年度は制度は高まったものの、まだ改善の余地が残っている」としてあります。「外部評価については、内部評価システムを確立し制度を高めてから持っていきたいので、もう少し時

間がかかることをご理解願いたい」と答弁をされております。

内部評価において、内部で検証することは、政策を立案・執行する立場にいる者としては、その事業効果の是非を確認し、次の政策に最大限生かせるという大きな意味があることは事実であります。しかし、内部の評価となると、言うなれば身内の評価であり、どうしても甘い評価になるのではないかと思います。これは自明の理であり、間違いのないことでもあります。つまり内部評価には限界があると考えられるものですが、どうお考えでありますでしょうか。

(2) 外部(第三者)評価は合併自治体に特に必要、そこで外部評価の必要性についてであります。住民に対する説明責任や透明性の確保、社会目的や目標の共有、協働などなど、難しく言われておりますが、言うなれば行政の立場で考えるのではなく、利用する住民側の立場で考え、そうした事業がどの程度効果を上げ、役に立ったのかを検証し、見直すべき点はスピーディーに実施することだと考えます。

今、どこの各自治体とも財政状況は悪化の一途をたどり、予算や事業の削減を余儀なくされており、本市もその域を出ていないのが実情であります。そのことで住民と行政との意思疎通ならぬ意思不通となり、行政への不満へと進んで行く例が出ております。

合併はスクラップ・アンド・ビルドを伴うものであります。逆に合併時、地域からの要望事業が増加したり、必要以上の計画案になったりするといったことがあり、対応に苦慮しているのがほとんどの合併自治体であります。

そのようなことから、合併自治体では特に必要性の高いものと考え、行政改革プランに沿って早期の制度化を望むものであります。それについての強い決意を伺いたいと思います。また、これまでは事後評価を主眼にしてきましたが、事前評価の可能性についてもご所見を伺えればと思います。

大きな3つ目であります。消防団の現状と課題についてお伺いをいたします。

(1) 団員OB(自主組織)による団員不足への対応と機能別団員制度の法的問題点と可能性についてであります。消防団につきましては団本部、支団、分団それぞれの幹部、団員の皆さんが旺盛な郷土愛を胸に抱きながら、大きな使命感と責任感を持って日ごろの活動に当たられておりますことは、地域住民としてまことにありがたい気持ちであり、感謝を申し上げるものであります。

消防団の現状につきましては、団員不足が全地域で顕在化し、地域住民からも団員からも不安の声が大きくなってまいりました。昨年の12月議会で佐々木慶治議員が質問しておりますが、そのときの市の団員定数が1,802名中、欠員が172名でありました。その後、年度が経過し、現在の欠員は181名と新聞報道されております。このように増加し、これはなかなか改善は至難の状況かと思われ。これまでは欠員だけが問題となっておりましたが、団員の職場への勤務の実態も思慮しなければならないのであります。みずからの支団の管轄範囲以外、つまり自分の地域以外の他の地域に日中勤務している団員が非常に多くなってきている現実があります。市内全部を調査することはできませんでしたが、鳥海、由利、矢島の3支団の状況について調査をしてみますと、3支団の団員数569名中、他の地域に勤務している団員数が337名であり、約60%が日中、管轄地域以外の地域に勤務していることとなります。その中でも特に分団員25名中23名が他の地域に勤務しているという分団もありました。このような状況は他の地域の支団も同様と

推測されます。常備消防の体制からして、大きな災害ででもない限り支障はないものと考えますが、日中の出動があった場合、各支団の対応が憂慮されることもあります。

このことは、今の社会状況から、また雇用状況からしてやむを得ないことであり、よくよく考えますと、団員の皆さんはそのような勤務状況の中でよくぞ頑張ってくれていると頭の下がる思いであります。市では「組織体制は整っており、支障を来すようなことはない」としておりますが、要はこのような消防団環境の中であるからこそ、どういった対応を取るかであります。

団員OBは、現在も退団してから数年間は訓練大会のとき、または災害現場でも後輩の指導や手伝いをしているのをよく見かけます。団員にはそのような関係ができあがっているのだと関心させられるときがよくあります。OBの方々の力を借りて、消防団のサポートができる自主組織の立ち上げを、それぞれの分団を支えている地域との協力体制の中で築き上げることができないものなのでしょうか。

ちなみに、合併前に旧矢島町では経験団員制度を取り入れた経緯があり、このときは団員と同一の待遇や補償でないことが問題点としてありました。前の答弁で検討するとしていた機能別団員制度の場合、正式な団員としての法的な公務災害補償や福利厚生制度は適用になるものなのか伺うものであります。また、その可能性についてもお答えいただければ幸いです。

(2) 協力事業所認証制度と協力要請をであります。

団員不足対策としては、なかなか実効性のある方策は至難であります。団員の勤務先の企業・事業所などの理解と協力なしには不可能であります。さきの新聞報道にもありましたが、大仙市と能代市では協力事業所表示制度を導入し、企業・事業所との協力体制をつくり、団員確保に向けて一歩踏み出しております。本市でも少しでも改善を図るために導入すべきと考えますが、表示のみならず優遇制度なども含めた検討をしてはいかがでしょうか。考えがないか伺いたいと思います。

また、企業・事業所への協力要請は積極的に行い、理解と協力の意識を地域全体で高める必要があると思うのですが、これについても見解を伺うものであります。

それから、(3) 分団統合と定員見直しであります。合併前に組織の再編をしたところとしていないところがあり、現在、支団の組織状況はまちまちであります。火災以外の災害を考えた場合、大きな組織再編や定員の見直しはできないものの、再編していないところの分団統合という組織再編、それに伴う定員の見直しは凶ってもよいと考えます。行政改革プランでも21年度見直しをすとなっておりますので、その実現に向けて進める意思があるのかどうか、お伺いいたします。

(4) 消防無線通信システムの全支団設置についてであります。

現在、由利本荘市消防団8支団の中で消防無線機が配置されていないのは本荘支団と鳥海支団の2支団のみであり、受令機の配置がないのは5支団となっております。消防活動、特に現場での活動では無線機での正確な情報収集、伝達機能はその役目が大きなものであると考えられ、団員不足も相まって無設置の支団においては支障があるものと思われます。また、正確な情報と迅速な情報伝達は、緊急現場での団員の安全対策にもなるものであります。

総合発展計画の中に、一体事業としてデジタル消防無線整備事業が24～26年度に計画

されているが、これは常備消防だけの計画なのか。消防団の全支団配置についての見解を伺いたいと思います。

4つ目であります。鳥海山文化遺産の国史跡指定についてお伺いをいたします。

(1) 山形県側の単独申請に対する秋田県側の対応であります。最初に誤解されないために申し上げておきたいと思います。

今回、この山形県側の対応についてを取り上げたのは、歴史的に宝永元年に修験道の矢島宗徒と蕨岡宗徒の山頂の祭祀権争いから庄内藩14万石と矢島藩1万石の領有権争いに発展して、幕府の裁定で矢島藩が敗れたことや、また、慶応4年の7月28日、戊辰戦争で庄内藩が鳥海山の頂上越えに矢島藩を奇襲攻撃して、矢島藩の人家や町並みが焼失、そのために矢島藩が敗走したことなどは、そのことなどの恨みがあって申し上げているのではないということをご理解を願いたいと思います。

まずそういうことで、私たちの地域由利本荘市、秋田県のシンボルとして古くから崇高な山としてあがめられ、ふもとの人々の暮らしの中に幾多の恵みと心の安らぎを与えてくれている鳥海山は、私たちの誇りであり、希望の高ねでもあります。また、ふもとの小学校、中学校、高校の校歌や由利本荘市歌はもちろん、合併前の旧市・町民歌、秋田県民歌にもすべてうたわれ、人間としての目指すべき目標点を重ね合わせて、生徒や人々の向上心を喚起してきたのであります。地元にいる人々も、ふるさとを離れた人々も、同じく我が心の山「鳥海山」のすがすがしい雄姿に励まされてきた人々は幾らいたでありませんか。そして、古い時代から鳥海山にかかわる人々の生活と結びついた伝統文化は今でも脈々と受け継がれており、山ろく一体の大きな文化圏として存在しております。古来からの鳥海山信仰は修験道の人々によって広められ、山形県の庄内地方と秋田県の由利地方がその中心であったとされております。鳥海山頂の大物忌神社と同じ大物忌神社が木境と森子にあり、いかに里の人々の鳥海山への信仰の念が厚かったかを物語るものと思われま。現代に伝わる木境神社、森子神社の例祭、福王寺を学頭とする元弘寺など18坊、鳥海地域を中心に数多くの集落で継承されている、修験者、本海行人が伝えたと言われる本海番楽など、山ろくの地域は無論のこと、由利本荘市の大きな文化遺産として存在しております。

こうした鳥海山にかかわる貴重な文化遺産を保護、保存し、後世に伝え残すことから、本市とにかほ市では昨年より調査・研究事業に取り組み、来年、国の史跡指定を目指すとしております。こうした地域の文化的価値を検証、確認し、後世に残し伝えるとともに鳥海山をより高い視点から再認識するよい機会をとらえ、この事業着手に敬意を表するものであります。

これまでの取り組みのきっかけとなったのは、山形県が最上川の文化的景観としてその遺産の登録を目指し、その構成要素の一つとして鳥海山の山岳信仰を取り入れ、そのため鳥海山大物忌神社境内の国史跡指定を申請したのが発端であると伺っております。その後、その事実が判明してから、秋田県側は隣県の意見を聞かずに単独申請したことに対して申し入れをしたと聞いております。鳥海山は両県にまたがる一体の山であり、環鳥海の広域での観光振興など連携して取り組まなければならない課題も多くある中で、秋田県側には何の連絡もなしに指定申請をしたことはまことに遺憾であり、申し入れをするのは当然のことと考えるものであります。これまでどんな経緯、経過であったのか、

秋田県側の対応について、あるいは由利本荘市の対応について、答えられる範囲でよろしいので教育長にお伺いをいたします。

(2) 指定による規制の生ずることはないかではありますが、国立公園や国定公園など環境省が所管する公園内の土地や樹木などの現状を変える場合、つまり道路、水路工事や修繕などの場合、許可を得ることが非常に面倒で難しいと聞いております。また、文化庁所管の文化財なども同様と思われませんが、今回の国の史跡指定予定地の場合、参道周辺の土地に山林も含まれておることから、日常の手入れや管理作業にも支障が出るような規制を受けることがあるのか。あるとすれば、どのようなことなのか、その内容についてお聞きいたします。

(3) 指定による土地、建造物などの管理に変化があるのか。また、史跡、文化財保護、修繕に対する市の対応についてではありますが、文化財の保護、修理が必要となったとき多額の費用となることが多い上、地域の方々のご寄進に頼るところが大きく、また、大変な労力を伴うこととなります。それぞれの所有者や管理者の苦労は大変なものがあります。

今回、国の史跡指定を受けた後、指定物件、土地、建造物などの所有者・管理者はこれまでと同じと思われるが、管理の仕方・方法にこれまでと違いがあるのでしょうか。また、史跡、文化財の保護、修繕に対する市の考え方と対応について何うものであります。

(4) 指定後の鳥海山観光の戦略をでありますが、これまで鳥海山観光には目玉となるポイントがなかったことが惜しまれる点であったと思います。自然を売り物にしている観光地は、ほかにも幾らでもあります。鳥海山の自然で特徴的な点は、水に関係する地域が豊富に存在することであると考えます。

そこで、1つが自然、水ゾーンとして、にかほ市も含めて、にかほ市の元滝、獅子ヶ鼻湿原、本市の桑ノ木台湿原、竜ヶ原湿原、法体の滝などがあります。

2つ目が、鳥海高原レクリエーションゾーンとしては、にかほ高原、由利原高原、花立高原などがあります

3つ目が、文化財、史跡ゾーンではありますが、国重要文化財の土田家、今回の本市とにかほ市の鳥海山文化遺産史跡などであります。

そして高原温泉ゾーンとして、フォレスト鳥海や鳥海荘などがあるわけでありまして。

これらを有機的に結びつけた戦略が必要だと思います。いかがお考えでしょうか。

また、歴史的な鳥海山の文化財、史跡ゾーンの中に中世の戦国時代、鳥海山ろくの由利地域を舞台に争いを繰り広げ、闊歩した仁賀保氏や大井氏、滝沢氏など、つわものども由利十二頭の史実を加えると、また一段と観光的要素としての中身が濃くなるのでないかなと思考するものですが、ご所見を伺うものであります。

最後であります。市民スキー大会の開催をでありますが、今定例会初日に矢島スキー場におけるスキー事故の和解案が上程され、関連補正予算とともに全会一致にて可決されました。月日がたつにつれ、地元の者としていたたまれない気持ちで心を痛めておりましたが、今回和解が成立したことに安堵しているところであります。長い時間が経過してしまいましたが、関係者の心境も複雑なものがあったことと察しております。今はただ、亡くなられたお子さんのご冥福を心からお祈りいたしますとともに、今後このよ

うな痛ましい事故が二度と起きることのないように願うものであります。

さて、スキー大会の件につきましては、平成18年6月議会でも一般質問されておりますが、その後動きがないことから再度質問させていただきたいと思っております

本市にはファミリースキー場と競技スキーのできる立派なスキー場があり、冬季観光はもちろん市民の冬季スポーツ、体力づくりの拠点として利用されております。特にスポーツ少年団活動には欠かせないものであり、スキースポ少だけでなく他の種目のスポ少も、冬季は体力づくりの意味からスキーを取り入れているところもあります。

今、それぞれのスキー場のある地区で地区スキー大会を行っております。これを市民スキー大会としてまとめた形で開催できないかと考えます。市内にはスキー場のある地域だけでなく全市にスキークラブがありスキー愛好者がおりますが、他の地区の人たちは地区の大会に参加できません。冬季スポーツの振興からも、市民の一体感の醸成のためにも、冬まつりのイベントも兼ねた市民スキー大会の開催を望むものであります。

運営については、全市のスキークラブ協議会、地域のスキークラブなどのスキー関係団体の協力のもと、連携を取って進めるべきと思っておりますし、会場については回り番開催でもよいのではないかと思います。

由利本荘市は、スポーツで夏は市民レガッタ、冬は市民スキー大会というふうに着を着を図りながらの実現を望むものですが、大会の意気込みがあるかどうか伺いたしたいと思います。

以上、5点について質問いたしましたので、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。
議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、土田議員のご質問にお答えします。

初めに、総合発展計画の主要事業見直し仮調整案に関連して、（1）の不況による企業の業績悪化に関してのことです。

まず、法人市民税収入につきましては、市発足以来、企業業績は順調に推移してきましたが、今年度に入り企業収益の悪化がはっきりとあらわれ、法人市民税申告額の減少をみております。

現段階で今年度の法人市民税収入は、前年度比で1億6,000万円程度、対予算額で1億5,000万円程度の減となるものと推定しております。

ただ、市税全体で見ますと、今年度分につきましては法人市民税収入の減少はありますが、基幹税目であります個人市民税及び固定資産税収入が堅調に推移していることなどから、当初予算額はおおむね確保できるものと見込んでいるところであります。

また、来年度につきましては、世界的な金融危機の深刻化や景気動向を考えますと企業業績の回復は難しく、法人市民税収入のさらなる減少が想定されること。また、評価がえに伴う固定資産税課税額の減少等の要因から、市税収入全体では今年度当初予算額と比較して5億円程度の減もあり得るものと、大変厳しい見通しを立てているところであります。

自主財源である市税のこのような大幅な減少はゆゆしき事態であり、経済対策等、国の適切な施策の実施を強く求めるとともに、収納対策を着実に進めていく所存であります。

次に、総合発展計画主要事業見直し案への影響についてであります。地方交付税において財源保障、財源調整が図られることから、税収減がそのまま財源不足になるわけではありませんが、厳しい財政運営を強いられることに変わりはなく、歳入全体の状況によっては厳選された事業のさらなる先送りもあり得るものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、(2)の首長としての重点事業が一体事業、地域事業を越えて計画されるべきであり、それは何か、(3)の一体事業、地域事業の区分は、今計画終了時までとしてはについて、関連がありますので一括してお答えします。

総合発展計画の主要事業は、合併時に各市・町が持ち寄った市町村建設計画を基本として協議・決定した新市まちづくり計画を踏襲したものであることは、先ほど高橋信雄議員のご質問にお答えしたとおりであります。

この主要事業には、合併時のルールに基づき1市7町それぞれが協議・検討の上に持ち込んだ当時の思いが込められており、初代市長としましては、できる限りその具現化に努めることが基本であると認識いたしております。

したがって、平成26年度までの本計画期間におきましては、本計画主要事業の基本となる一体事業、地域事業、消防事業という枠組みを踏襲すべきものと考えておりますが、合併後約10年を経ての次期計画策定時においては、由利本荘市全体での相対的な計画として計画が策定されるべきものと考えております。

(4)の事業費の削減と先送りは合併への疑念を招きかねずということでの質問であります。このたびの総合発展計画の見直しは、財政の健全化に向けて事業の緊急度や優先度を基本に地域協議会に諮りながら事業を厳選したところであります。先送りされた事業についてはあくまで次期計画に反映されるものであり、将来の財政の健全化に向けた選択であることをご理解賜りたいと存じます。

計画見直しの発端となった本市の厳しい財政状況につきましては、昨年来、広報「ゆりほんじょう」で、これまでの経緯、公債費負担適正化計画の概要、将来負担等の指標と将来予測など随時公表してきたところであります。

また、職員が市民からの質問に答えられるよう全職員を対象に研修を実施したほか、11月にはケーブルテレビの「テレビ市民室」で現在の財政状況を分かりやすく解説したところであります。今後も広報やケーブルテレビ、宅配講座等を活用しながら財政の健全化に向けた取り組みを理解してもらえよう努めてまいりますので、ご理解のほど、そしてご支援のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、大きい2番の行政評価制度についてであります。 (1)と(2)がございませうが、これにつきましては関連がありますので一括してお答えします。

本市における行政評価制度の導入につきましては、これまでの一般質問でもお答えしておりますように、平成18年度から主要事業を初めとする事務事業の一部について庁内による内部評価を試行し、市独自の行政評価システムの確立を目指しているところであります。

ご案内のとおり、行政評価は市が行う施策や事業の目的を明確にして、限られた財源を有効に活用するため、事業本来の目的や政策目標がどれだけ達成できたかを検証する手法であり、評価結果を次の計画立案に生かすなど、より効果的な行政運営に向けて有

効な手段であると認識しております。

さらに、その評価結果や考え方については、政策決定や予算編成作業への活用などに応用できるものと考えています。

現在は、部長等で組織する庁内行政評価委員会において、これまで明らかになった評価指標の考え方や評価基準のとらえ方のばらつきなどの課題を改善するため、鋭意作業を進めているところであり、内部評価においても厳正かつ客観的にとらえられるよう精度を高めてまいります。

また、第三者による外部評価の導入につきましては、行政評価全体の枠組みで考える必要があることから、これまでもお答えしておりますように、内部評価における評価基準等のシステムについて精度を高めて確立し、その後外部委員による客観的な評価に付したいと考えております。

なお、事前評価については、施策や事業目的の明確化にとって有益であることから、その導入に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、消防団の現状と課題についてであります。初めに(1)の団員OB(自主組織)による団員不足への対応と機能別団員制度の法的問題と可能性についてであります。本市の11月1日現在の消防団員は1,625人で、そのうち企業や事業所に勤めているサラリーマンが8割を超えているのが現状であり、地域によっては昼間団員数の減少を招く要因となっております。

このような状況を打開するためのサポート体制の一環として、国が促進している機能別消防団員制度があります。これは、地域住民が特定の消防防災活動や大規模災害時に活動するなどの制度であり、その処遇については、条例定数の範囲内で出動手当、公務災害補償、退職報償金の支給などについて柔軟に対応できることとされており、このことから昼間団員が少ない地域へのOB団員を含めたその制度の導入と可能性について、現在支団長会議等において協議を進めており、今後地域の実情を加味しながら検討してまいります。

あわせて、先般11月27日に各支団の部長、班長などの中堅幹部で構成する「おらほの消防団活性化研究会」を設置し、団員確保のための糸口として、消防団の抱える諸問題や地域の課題などについて整理・検討を始めたところであります。

その結果、各中堅幹部からは「まとまりがあり、協力体制が整っている」、「若い団員は、活発で訓練大会に向けての熱意がある」また、「事業所が消防団活動に対し、理解がある」といった意見が多く出され、団員確保に明るい兆しが見えてきたところであります。

今後は、この活性化研究会を重ねるとともに、自治会や地域の事業所等に協力と理解をいただき一人でも多くの団員確保に努め、魅力ある消防団づくりを行ってまいります。

次に、(2)の協力事業所認証制度と協力要請を、(3)の分団統合と定員の見直しは、(4)の消防無線通信システムの全支団設置については、消防長からお答えをいたします。

次に、鳥海山の文化遺産の国指定であります。このことにつきましても鳥海山の文化遺産は、我々はこれまでさまざまな角度からぜひともそのような方向で進めたいと考

えているところをごさいますて、そのうちの（１）の山形県側の単独申請に対する秋田県側の対応については、教育長がお答えをいたします。（２）の指定により規制の生ずることはないかについても教育長がお答えします。（３）の指定による土地、建物等の管理に変化があるのかについても教育長がお答えをいたします。（４）は観光に関することをごさいますので、指定後の鳥海山観光の戦略については、阿部商工観光部長がお答えします。

５番の市民スキー大会の開催については、教育委員会の所管でございますので教育長からお答えをいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 中村消防長。

【消防長（中村晴二君）登壇】

消防長（中村晴二君） 土田議員のご質問にお答えいたしますが、その前に先ほどは消防団への激励の言葉をいただきまして、私の立場からもお礼を申し上げます。

（２）の協力事業所の認証制度と協力要請をであります。本市においても、団員が活動しやすい環境づくりのため消防団協力事業所表示制度の導入に向けまして、現在、勤務先の現況等について調査をしながら、設置要綱や認定基準について精査を進めているところであります。

また、この制度の運用に当たっては地元事業所の協力が不可欠であることから、消防団活動への理解が得られますよう強く働きかけ、団員確保の一つの方法として取り組んでまいりたいと存じます。

次に、（３）の分団統合と定員の見直しはについてであります。合併後に組織再編の一つといたしまして、８支団のうち団員の不足している矢島支団では部の統合を行い、また、部制を組織していなかった鳥海支団にあっては分団統合を実施するなど、他の支団との整合性を図ったところをごさいます。

また、集中改革プランの支団制の見直しについては、本市の地域事情に適した組織体系や階級等も含めて一部見直しを図るべき方向で、現在、支団長会議等で協議を重ねておるところでございます。

なお、定員の見直しにつきましては、大規模な災害の発生や有事に万全を期すことから現在の定数を維持することが望ましいと考えられますので、現段階では、先ほど市長がご答弁申し上げましたように機能別消防団員制度を活用するなどして団員の確保に努め、その動向を見きわめてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、（４）の消防無線システムの全支団設置についてであります。現在使用している消防団の無線設備につきましては合併前に装備されたものであります。支団によっては送受信が可能であったり、また、単に受信だけであったり、装備されていなかったりとさまざまな現状であります。

しかしながら、火災や災害に迅速に対応するためには的確な情報を伝達することが重要であることから、今後、各支団の現状を踏まえまして、無線システムも含めて受令機やメール配信、あるいはＩＰ電話などの伝達手段を検討してまいります。

なお、総合発展計画の主要事業の一つであります消防救急無線のデジタル化については、常備消防分野の整備計画でありますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 土田議員の教育関係のご質問にお答えいたします。

初めに、4の鳥海山文化遺産の国史跡指定についての（1）山形県側の単独申請に対する秋田県側の対応はについてであります。その経緯について申し上げますと、山形県が文化庁に対しまして世界遺産暫定リストへの掲載を提案してありました出羽三山と最上川が織りなす文化的景観が、平成19年1月の国の文化審議会において追加資料の提出を求められ、継続審査となりました。

その後、山形県は文化庁と酒田市や遊佐町などと協議し、鳥海山を国指定史跡にして、出羽三山と最上川に鳥海山を含めた全体を世界遺産候補として文化庁に再提案する方針を決定したわけであります。

しかし、19年12月の世界遺産の公募締め切りに間に合わせるためには、その前の7月末までに鳥海山を国へ申請し、10月の文化審議会で承認される必要があったことから、秋田県へ共同提案を申し入れる時間的余裕がなかったと伺っております。

山形県が文化庁に申請した後にこの情報を得た秋田県は、鳥海山が山形県側の山としてのみ価値づけされることに承服できないとして、文化庁と山形県に対しまして申請名称の訂正を求めました。

その結果、山形県は、名称を鳥海山大物忌神社境内に変更いたしまして、再度申請手続を行ったと承っております。

秋田県としても、鳥海山の文化遺産の指定については山形県と足並みをそろえていく必要があることから、文化庁と山形県に申し入れをし、本市とにかほ市に前向きに検討するよう要請があったものであります。

現在は、両県が情報交換し連携を取っております。また、本市とにかほ市は文化庁の指導のもと、調査・研究を進めております。

去る9月には、文化庁主任調査官が本市の滝沢修験と矢島修験、にかほ市では小滝修験や院内修験に係る史跡を検分され、指導を受けたところであります。

目下、指定申請に向け鋭意努力しているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、（2）指定により規制の生ずることはないかについてであります。指定文化財は国民の貴重な財産であり、後世に確実に引き継いでいかなければならないことから、今を生きる私たちが文化的活用を図りながら、所有者などと一体となり、誠意を持って保存に努めていく必要があります。そのため、国の指定を受けた文化財は文化財保護法で保護され、活用が図られることとなります。

法によって保護されることからさまざまな法手続が必要となりますが、国では、その内容により県や市に許可権限を移譲して、迅速化と効率化を図っているところであります。

具体的には、史跡全体に大きな影響を与える行為については文化庁長官の許可を必要としますが、山林の間伐や短期間の構築物の設置など史跡に重大な影響を及ぼさない行為は、県や市の許可権限となります。さらに、危険性のある木の伐採や枝の剪定、刈払

いなどの日常管理としての行為には、法手続の必要はございません。

文化財保護法の主旨は「文化財を守る」ということであり、所有者と行政との相互理解と協力のもと行われているものであります。また、法手続は規制ではなく、史跡を保護するためのガードであるという観点に立ちまして、市民の皆さんとともに文化財保護に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、(3)指定による土地、建造物等の管理に変化があるのか。また、史跡、文化財の保護、修繕に対する市の対応はについてであります。また、史跡指定された場合は、その所有者が今までと同様、継続して管理をしていただくこととなります。

文化財保護法にも、所有者の心得として「公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開するなど、その文化的活用に努めなければならない」と規定されております。みずからの所有物が、文化財という国の貴重な財産としての付加価値を有することに誇りを持ち、誠意を持って保存に努めていただきたいと思いますところであり、

ただし、鳥海山の文化遺産は、鳥海山修験における矢島口・滝沢口の修験衆徒の活動拠点であった大物忌神社境内地や、かつて道者道と呼ばれた登山道など、鳥海山信仰にかかわる広大な史跡である上、所有者も複数いることから、文化庁の指導を受け本市が史跡の管理団体になるよう、地権者より同意をいただいているところであります。

管理団体は文化庁が指定するものであり、指定を受けた場合には、本市が所有者間の調整を図り、所有者と一体となって史跡全体の保護に取り組むこととなります。

また、史跡全体にかかわる大規模な整備や修理が伴う場合には、管理団体である本市が国や県の補助を受け、関係者の意見を伺いながら整備していくことも考えられます。

今後、史跡指定の進捗状況とあわせながら、文化財の保護や活用について県や文化庁と協議してまいりたいと思っております。

なお、市の指定文化財につきましては、管理または修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に耐えられない場合や、特別な事情がある場合には、申請により、補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で補助金を交付しているところでございます。

次に、5、市民スキー大会の開催をについてのご質問にお答えします。

現在は、スキー場のある4地域において公民館事業などで地域住民が主体となってスキー大会が開催され、矢島スキー場においては観光振興を目的とした大会が開催されております。

また、教育委員会では、冬季のスポーツ振興の一つとして主に小学生を対象としたスキー教室を各地域で開催し、雪国のスポーツであるスキーに親しむ機会を提供しながら、その普及に努めておりますが、これらは地元スキークラブの協力が欠かせない要素となっております。

このように市民スキー大会の開催に当たりましては、各地域のスキークラブの協力が必要となりますが、本地域では本荘由利スキークラブ協議会が結成されており、もし大会を開催するとなれば協議会の実情など伺い、大会運営について協議する必要があると考えております。

大会の一本化に関する県内の状況といたしましては、スキー競技の盛んな北秋田市において、昨シーズン、市民スキー大会が開催されておりますが、各地域で行われていた

大会もそれぞれ開催され、大会の一本化は困難であったと伺ってはございます。

本市においても各スキー場の利用促進や、そのスキー場を拠点とするクラブ組織の育成といった面からも、地域に根差したこれまでの普及活動の効果を十分考慮するとともに、近年では東由利地域に代表されるような伝統ある地域の大会を通し、全国トップレベルの選手が育成されるなど、本市にはすぐれた指導者が多く、スキー競技の支援基盤があることを認識した上で、大会の趣旨や内容、安全面等を関係団体と協議しながら新たな大会の開催について検討してまいります。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 阿部商工観光部長。

【商工観光部長（阿部一夫君）登壇】

商工観光部長（阿部一夫君） 市長の指示によりまして、4、鳥海山文化遺産の国史跡指定について、（4）指定後の鳥海山観光の戦略についてのご質問にお答えいたします。

本市では、鳥海山の旧登山道等に関しまして国の史跡とするための調査を行い、文化庁への申請を進めておりますことは、ご案内のとおりでございます。

これが成就し、国の指定史跡となった場合、本市にとって観光の面でも大きな期待が持てるものと思われまます。

近年の観光は、従来の物見遊山以外に知的好奇心を満たす目的も加わり、その地域の歴史を学ぶこと、あるいは地域の生活や文化に触れ合うことも観光の一分野として位置づけられると思われまます。

このことを踏まえ、本市におきましても広大な森林や溪流、鳥海山ろくの竜ヶ原湿原や桑ノ木台湿原等の自然資源初め、地域の歴史を物語るさまざまな文化遺産や温泉などの観光施設、さらにはお隣のにかほ市とも連携しながら、将来を見据えた鳥海山全体の観光戦略の目玉として位置づけながら誘客に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 24番土田与七郎君、再質問ありませんか。24番土田与七郎君。

24番（土田与七郎君） 簡単に再質問をさせていただきます。

まず1つ、行政評価制度の中の答弁で、私は内部評価については、当然これは行政評価制度にのっとらなくても当然常日ごろ、やっぱりやっていなければいけないことなんだと思います。みずからの執行した部分がどうだったのかというのは、これは当然、後で内部での評価ということになるかと思いますが、ただ、内部評価というのはやはり自分たちのことを自分たちの中で評価をするということになるものですから、やっぱり限界性があるというふうに私申し上げたんですが、それに対しての見解がありませんでしたので、その点ひとつお願いをしたいと思ひます。

それから2つ目の消防団ですが、これは正式に機能別団員制度というのがきょねんもありましたし、ことしもあったわけで、この問題点としてそういう制度があるということはいいいんですが、普通の一般の団員と同じような公務災害の補償とか、あるいは福利厚生などが適用になるのかというあたりの答弁がありませんでした。そこら辺ちょっとわからないところでありますので、調べてわかる範囲の中でひとつお願いしたいと思います。

それから鳥海山の件につきましてははですよ、まずこれまでの経緯を考えますと、やっ

ぱり県と県の連携の希薄というものをやはり物語る例であったなというふうに思います。非常に残念なことだと思います。県と県、それぞれの自治体では当然競い合いながらお互いに伸びていくということも当然あるわけですが、やはり連携して取り組むというものも当然あるはずでありますので、ただ今は連携をしているということでもありますので、それはそれでいいんですが、秋田県側としてですね、その情報収集がなぜできなかったのか、そこまで、文化庁まで行く前にですね、その情報収集というものがなぜできなかったのかというのが一つ疑問なんです。今いろいろな情報機関が発達、多分、山形県のホームページなり多分そういう関係も多分あったのではないかなと予想されるわけなんですから、その情報収集がもっと早くできなかったことについての教育長のお考えを伺えればと思います。

以上、3点お願いします。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 行政評価の件に関して、内部で幾らやっても内部では何かしらあるんじゃないかという、そういう意味も含まれているようでありますが、自分たちがやったことについてお互いの各部長がそれぞれ忌憚のない意見を交わすこと、これは内部の強化につながります。そういう意味でも、内部評価というのは実に大事なことであります。そして熟度が増せば、これは外部評価というものをさらに加えてまいりたいと、このように思います。

次に、消防団のことでありますが、機能別団員制度、これは我が国全体として今盛んに論議されていることでありますので、いいものはどんどん取り入れていくということに変わりはありませんので、ご理解をお願いいたします。

それから教育長の方に触れますが、後でまた教育長から答弁があると思いますが、何か秋田県の方は山形県に取られるんじゃないかという危機感がありました。私たちもこのことに対してはびっくりしまして、直ちに県に対して、県が何をやっているのかというようにことを申し上げ、強くこれから県と我々、そして両県がお互いに連携を取ってこのことについては進めてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

教育長（佐々田亨三君） 情報のどうしてそののところができなかったのかということでございますが、これはやっぱり情報を、まあ、さまざまな協議会等があったらと思っておりますが、当日の新聞を読みますと、やはり本県は3道県と共同、3道県と共同ということで、いわゆる縄文の遺跡群というものを中心に世界遺産登録に全力を挙げていたと思っております。ただ、山形県側は最上川と出羽三山、これを中心とした動きをしてきていたのではないかなと。それに遊佐町が加わった大物忌神社を持っているわけでございますので、そうしたのを加えた広い範囲で範囲設定についてやはりこう錯綜した展開が見られたのではないかなと思っております。

2007年の、19年の12月下旬の新聞によりますと、いわゆる最上川の文化的景観ということで山形県が動いていたと。それに対して本県は、先ほど申し上げましたように北の方の縄文文化と、遺跡群という形で動いておりますので、両方ともそういう形で動いていたと思っておりますが、その中にちょっとこれも想像ですが遊佐町の鳥海山主張が出

てきていたのではないかなと思います。それを察知していた文化庁が、いや、鳥海山は秋田県にもあるよと。最上川、それから出羽三山のそうした景観の全体的なものには鳥海山を置いてならないのではないかという進言があったらと思います。その中で本県も、だとすればというので立ち上がってきた経緯はあるだろうと思います。

それからもう一つは、やはり山形県の鳥海山に対する思い入れは非常に強いようにも思っております。県庁の中にそうした鳥海山に取り組む課をつくったりというような動きがあるようですので、先ほど市長が申しましたように我々としては県の方に強くそうした働きかけをしているということでございます。

議長（井島市太郎君） 24番土田与七郎君、再々質問ありませんか。

24番（土田与七郎君） ありません。終わります。

議長（井島市太郎君） 以上で、24番土田与七郎君の一般質問を終了します。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時11分 休 憩

午後 1時02分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。14番佐藤勇君の発言を許します。14番佐藤勇君。

【14番（佐藤勇君）登壇】

14番（佐藤勇君） 議長のお許しを得ましたので、質問を申し上げます。

その前に皆さんおっしゃってくださいましたけれども、私の一番近い親戚といいますが、隣の石川議員さんに改めてご冥福をお祈りいたします。

総合発展計画につきましては、さきの各議員の方々からも幾らか質問ございましたけれども、私もその関連でございます。しかしながら項目がございますので、一括してという答弁ではなくて、意味がございますので項目ごとに答弁をお願いいたします。それでは、やらせていただきます。

総合発展計画の見直しに関連してでございますが、1つ目は、合併時には周辺部の社会資本整備をまず手がけてから中心部というニュアンスであったわけですが、それについて市長の見解をお伺いするものであります。

今さら私が申し上げるまでもありませんが、合併の基本理念は、中央から地方へという地方分権と、官から民へというコンパクト行政推進にありました。

このような国政レベルの判断に基づいて自治体の合併は推進されましたが、当市の事情もこれに機を同じくして合併したものでありまして、いわゆる平成の大合併であります。

新市行政運営の任期4年を担い、新しい歴史の礎を築くべく、柳田市長の努力と新市一体化へのたゆまぬ取り組みに対しましては、衷心より敬意を表するところでございます。

ただ、勢い余って後期事業計画案では総合発展計画が大幅に抑制せざるを得ない状況となっておりますことは、まことに残念であります。

中心部におきましては、旧本荘市管内の上水道・下水道、これは旧本荘市だけではございませんが、農集排の莫大な事業量、公園整備、空前の本荘中央地区土地区画整理事

業、当初計画の2倍の予算を計上した由利橋架け替え、旧由利組合総合病院跡地買収を含めた文化複合施設のまちづくり交付金事業、それにさらに前倒しの文化会館機能の併合、水林運動公園整備等々、ほかに一部国体競技招致に関連した施設等の新事業の実施をいたしました。合併と同時に進行した事業には、目をみはるものがあったのであります。

その中で子弟の教育、学校関係におきましては番外といたしまして、上下水道・農業集落排水などは相当の事業量でもあります。とはいえ、これらにおきましても住民生活の環境基盤社会資本整備を進めることは合併の基本理念でもありますことから、少しでも早く完成を見ることにだれしも異論を唱えるものではないと思います。

旧自治体にありましては、過去、上下水道などは世紀の大事業として他の事業を抑制しながら完成を図ってきたものでありますことを顧みますとき、現実的にこれだけの事業を推進しながら、計画の変更、見直し、縮小等、配慮しながら提示し、事業推進を図るべきではなかったかと思えます。

当局は、中心部懸案の事業を遂行のため、財政的に少し調整しなければならないけれども周辺部の方を圧縮し、先送り、あるいは凍結、ふるいにかける等すれば何とかなる、議会でも議決したのだからという安易な姿勢だと受け取られても仕方のない背景ではないかと思えますが、市長はどのように受けとめられておるのか胸中を承りたいと存じます。

2つ目に、地域協議会や市民に理解してもらえない理由はどこにあるのだろうか。

先般、合併協議会の方々と会う機会もございました。各地域全部ではございませんが、行政は今金がない、公債費比率が高く財政難であると申すばかりであります。

それは、合併前の旧町の時代の事業実施が原因であり、財政的に窮屈になったのは、合併前15、16年、17年ころの旧町時代の事業の借入金の償還が今始まっている、その持ち寄りが公債費比率18.3%以上に押し上げた要因だと説いて回っていることであります。説明していただけるサービスには感謝いたしておりますが、その説明の仕方に問題があるのではないのでしょうか。

確かにその部分もございませぬ。しかしながら、それ自体、私は後手後手の政策ではないかと思えます。なぜならそのような簡単な数字は、もともと把握して承知の上での合併ではなかったかということでもあります。私も旧各市・町それぞれの部分をさかのぼって財政状況を調査いたしました。どの町がどうのと言えぬものでは決してありませんでした。今それを言及することではありませぬが、それを仕事にしていた行政マンが事業を提案し、途中で資金繰り、操作、当てはめた駒の移動に無理を生じたのが大きな要因であるのに、今になって公債費比率の押し上げは現在の執行部ではないかのような合併前が原因だ、住民の皆さんわかってくださいと説明をしているのであります。

残る合併算定がえ期間、向こう平成26年度までの総合発展計画の大幅な事業圧縮を招くに及んだのは、無理な大事業の見直しもせず、逆に前倒しした結果であると私は考えます。市町村建設に係る事業として総合文化施設の建設は22年～26年までの計画でありました。住民は前のことよりも今なぜそうなのか、じゃあお金がなかったらあんなどにか文化複合施設や大区画整理というものは、もう少し見直し、現在の経済状況・社会状況に合わせたシンプルな機能性のあるものにしていいのではないのか。由利橋の仮

橋、我慢していただければいいのじゃないか。むしろ石脇から国道へ抜ける旧道の拡幅の方が効率的なのではないかと思うのが素直な市民の気持ちではないでしょうか。

今、財政が大変だから、私たちもこの事業は縮小、見直し、あるいは先送りをするから何とか地域の皆さんもお願いをするというのであれば、だれも何も言わないと思います。手当の不十分なところはきっと我慢してくれると思います。

手いっぱい事業の提案をし、財政的な行き詰まりには、合併前の借金を返さなければならぬからということでどんと細かい数字を市民の前に並べて理解しろと言っても、簡単にあの数字は理解できないと思います。ようやく合併はこういうものだとかきらめ半分、理解半分、何とか地域が一体になろうとしてみんなが頑張っているときにこのような説明を受けて、住民は快い気分になれるでしょうか。こんなことで神奈川県にも及ぶ地域の一体化ができるものでしょうか。私はこのように思いますが、市長はどのような見解をお持ちでしょうか。

3つ目、現在の財政状況から市中心部の事業の見直しについて、この任期最後の市長の決断はということでございます。4年のうちの終わりということですから、これからわかりませんが。

国の税収不足が約6兆円、さらに30兆円、これが10日ぐらい前の国の方針でございました。きょうの新聞には約33兆円ということで報道されておりました。赤字国債を発行する予定で、来年度も税収が落ち込むなどの報道がございました。日本の財政赤字は1,200兆円あると伺っております。

ご周知のように経済情勢は一段と厳しさを増しております。市の財政状況からしても道義的に考えましても、その時々に対応した計画変更を行うのが行政の責任であります。

構想時点、計画時点、そして現在の実施時点では、社会、経済、財政状況に大きな変化が生じております。当初の計画の際の見通しの甘さも手伝い、このままでは市の財政は逼迫の度を強めるばかりであります。

本荘中央地区土地区画整理事業を初め旧由利組合総合病院跡地の文化複合施設に文化会館を含めた計画は、拙速、過大見積もりであると早くから財政計画のシミュレーションを提示していただきたいということは、私は合併当初から指摘してまいりました。公債費負担適正化計画、財政計画素案などが基本設計のころに、実施設計前に速やかに前もってお示しいただいておったならば、議会におきましてもまだまだ議論の余地があったのではないかと考えます。

合併以来、中心部旧本荘管内一円では、世紀の大事業として住民の基本的住生活環境のため、上下水道・農業集落排水事業を初め降ってわいたように各種事業が同時スタートで整備が進められました。こと上下水道・農集排においては、社会資本整備レベルアップのためであり、これらはやむを得ないとしまして、しかし、文化複合施設等は市の財政状況からかんがみて立ちどまる必要があったのではないのでしょうか。インフラは物財であります。整備後に維持コストがかかります。経済成長が著しい場合は、インフラの整備がその後の経済成長によって正当化されると考えます。経済成長の停滞や人口減少が進んで維持コストが予算を上回ると、幾つかのインフラに対しては維持困難となり放棄をする結果となります。したがって、公共投資の必要性は、基本的整備効果と整備費用並びに維持管理費用のバランスがどうかという問題になります。社会資本整備の

ための投資が行われることにより、建設業だけでなく関連産業の生産活動が誘発され、そして生ずる経済効果、原材料や労働力に対する需要が増大して、その結果、雇用の創出や所得の増加が生じ経済活動が活性化する。当由利本荘市は、それにはなっていないでしょうか。

市では、ほかにまだまだ課題が山積しております。この事業は本当に由利本荘市民の何パーセント、何割の方が支持しているとお思いでしょうか。これが本当に住民生活になくてはならない最も大事な事業であり、衰退する地域経済の基盤になり得るでしょうか。本当に駅前や20年前構想した駅前商店街活性化につながるでしょうか。これがなければ市民生活ができないのでしょうか。ハンガリー、ロシア、そして中国無錫の交流は続けられておられますし、国際交流でございます。しかしながら地域におきましては、400年の歴史を培った町が国内の歴史的なきずなの市との交流も予算カットで何十年来のつき合いも閉ざされようとしております。

先般、矢島町老人クラブの日ごろの活動が認められまして全国表彰を受け、お祝いの席上、由利本荘市老人クラブ連合会長の祝辞の一端に、補助金を大幅カットされて運営もままならなくなったというようなことを申されておりました。

ニューヨークの大手投資銀行及び証券会社のリーマン・ブラザーズの倒産のあおりを受けまして世界規模の経済不況に拍車がかかり、国内でも派遣社員の失業者が何万、さらには正社員の調整が行われていると報道されております。けさの新聞にもございました。由利本荘管内、10日ぐらい前の報道では、3店のうち失業者560人、そしてその中で449人が再就職を願っているけれども、まだ10名ぐらいしか再就職できないと。けさでは、149人中の20名前後ができたと報道がありました。

政府も財政難を理由にして、行政改革の一環として自治体の合併を推進しました。合併して向こう10年間、合併前と同じ状態で地方交付税を受けれる合併算定がえが適用され、19年度は約189億円の地方交付税を受けました。それが26年までであります。その適用額は当局の試算で約39億円ほど、合併しない時と同じ額をいただいているということでございます。その後、激変緩和措置としては徐々に減額され、5年間でその39億円がなくなることとなります。それが段階補正と言われるものであります。現在の交付税190億円前後の約8割の150億円程度しか見込めないであります。今、事業費に合併特例債を充当する、大変いい制度だということで今使っておるわけでございますが、事業費の95%を投入でき、その70%、すなわち66.5%が後の地方交付税に元利償還金の70%程度が基準財政需要額として算入してくれることになっております。しかし、残り33.5%は自主財源であります。そして仕組み的には後年度負担ということになっておりますが、これが償還に向けるお金だよということで上乘せになってくるのではないのであります。それが問題なのであります。いい制度だということでどんどん事業、起債を起こして、後で大変なことになるわけでございます。これは今、前事業をやった分、今払っているから公債費比率を上げた、これが今同じようなことがもう5年、6年後にこうなるわけでございます。例えば、過疎債は12年間の短い償還ですが、合併特例債は何年の償還でありましょうか。これは各自自治体と金融機関との話し合いでありましょうが、例えば向こう150億円の交付税の中から、今行われている事業の起債分が償還していくことになるわけでございます。

由利本荘市の文化複合施設の基本設計、実施設計を終え、工事請負契約の締結案も本議会に提案されております。公債費負担適正化計画を策定した時点で、これだけ窮屈になると認識できたのではないのでしょうか。

平成19年6月定例会において、補正予算で当初計画概要を大幅に変更し、概算工事費40億円、23億1,900万円増額で文化会館を含む土地代の入らない建物だけで63億1,930万円を提案し、可決されました。9,000万円の実施設計委託費が約3,600万円増の1億2,600万円でありました。このとき既に、実質公債費比率が18年度決算で18.3%を超え、次年度、ことし20年度においてであります。19年度決算は19%台になるということは計算上割り出しておいたはずであります。それを見越した上での推進であったと思います。

当局にしてみれば議決事項だからとの解釈であったでしょうが、財政計画素案なるものがもう少し前に周知されておいたならば、全体の中でも幾ばくかの疑問を呈したであろうことを考えるに及び、なぜもっと適切な時期に議論できなかったのか、議会議員としても反省に耐えないものであります。

練りに練った市町村建設計画に係る事業計画、それを踏襲した総合発展計画の内容を変え、前倒ししたことによる計画変更の影響も大きなものがあると考えます。議決事項に今さらと申されるでしょうが、結局、無理な前倒しではなかったのかと考えます。今後、これからさらなる事業が山積いたしております。今後の事業推進には、ぜひとも市民の意見を幅広く反映させて、今後の事業計画の参考になり得るよう期待し願うべく、今回あえて質問を行うものであります。市長はどのようにお考えでしょうか。

4つ目、地域事業、一体事業と区別せずに由利本荘市全体事業として推進していくべきではないのか。

どこでどんな事業であっても、由利本荘市全体の公益に資するものであれば一体的事業であろうし、合併をして4年も経過しているのに、いまだ地域割りということで事業費予算を按分してやるというのは、非常に効率性からいくといろいろな課題があるのではないかと思います。一心同体であります。一つの体でございます。心臓部があれば頭もある、手足、それが一つの由利本荘市でございます。そのような理念の中でお考えになって事業推進をしていただきたいと思っております。はしょって申し上げます。

大きい2でございます。由利本荘市文化複合施設について。

由利本荘市文化複合施設建設に当たり今定例会に契約承認案件が提案されるに至りましたが、市民に対する説明は十分行われてきたのか。

最初のまちづくり交付金事業のスタート時点でアンケート調査した部分については一応の順序を踏んではおりますが、途中、文化会館機能を併合という事態については、必ずしも広く市民の声を反映されたとは言いがたいのではないかと思います。これほどの事業であります。今、説明して回っているように財政の状況をきちんと説明した上で基本設計、実施設計を進めるべきであったと思っておりますが、その点について市長の見解をお伺いいたします。

2つ目、地元業者と仮契約者との関係についてでございますが、すべてが県外、中央の業者でございます。地元地元と申しながら、このような64億円もの大事業は本市の地元の方が担うことができません。どのような関係を持てるでありませうか。行政とい

たしましては、契約したのだからああしろこうしろとは申すことはできないかもしれません。

先ごろ大船渡に特別委員会が視察にまいったようですが、その目的についてはわかりませんが、どうだったのでありましょう。

中央業者の戸田建設、大林、鹿島、熊谷、清水、錢高の各大手6者を指名いたしました。3者は辞退したと伺っております。そして1者は11月21日11時に入札に姿を見せないということでございます。これはもし間違っていたらお許しいただきたいと思いません。結局、2者による競争入札で、戸田建設が56億3,850万円で落札いたしております。建築工事、空調調和換気設備、給排水衛生設備、電気設備、特殊設備等でございます。このどの部分にもし参入の機会などあるものでありましょうか。先般の視察の目的はわかりませんが、大船渡の建物も由利本荘市の建物も設計者、建築業者が同じということをお伺いしております。落札率においても開きがあるようでございます。その点についての詳細をお伺いいたしたいと思いません。

3つ目、建物だけで60数億円の建物を建て、本当に費用対効果が図られるのか。

確かに芸術や教育はお金で換算することはできない高尚なものであると理解しておりますが、土地代金などを含むとさらに膨大なものとなります。

一方、社会資本整備においては、経済活動の低迷化の中でその投資と整備効果における評価が従来にも増して厳しく求められることとなっていることは、案内のとおりであります。

4つ目、由利本荘市文化複合施設のコストシミュレーションや維持管理費等についてはどう把握しているのでありましょうか。

隣の市でも同じような建設の課題があるようですが、合併協定事項については重く受けとめているが、他のサービスを削減してまでということではなく、当然、将来的な財政見通しの中で維持管理を含め健全財政を維持できるということが大前提であると市民に明言いたしております。

向こう26年までの由利本荘市の財産維持補修費を2億4,500万円に固定というような財政計画素案もございましたが、果たしてこれらも加わってまいります。予算どおりに進むものでありましょうか。

5番、21年分の事業予定分10億1,000万円ぐらいの前倒しについてお伺いいたします。

これは継続費事業でございます。特に何らということではありませんが、ただ今こういうふうな状況の中でこれだけの高額を移動したということについての説明を市民にお願いしたいと思いません。

次に、大きい3でございますが、羽後本荘駅の市営自転車駐輪場の管理体制と整備についてでございます。

市営自転車駐輪場の管理について、無料で駐輪させているとはいえ、借りる側も貸す側も快く使いたいし、使わせたいのは人情であると思いません。また使っていただく側も、由利本荘市の顔の一部としての駅の周辺の景観上からも、ある程度の行政指導が必要なのではないでしょうか。

場所的に狭い面積に大量の自転車が窮屈に並べられており、出すにも出口がない、横2列駐車（駐輪）をして、その間に、隙間に今度縦に何列か余裕がない所へ、その隙間

にさらに二、三台を駐車（駐輪）いたしております。面積いっぱいぎっしり詰めてあり、出るにも出られず、主に高校生の方のものがほとんどであると思いますが、朝来て帰りも毎日不愉快な感じで過ごしているとしたら、貸している側でも望むところではないと思います。高校生にこのまちはいいな、優しいまちだなと印象を持っていただくためにも、一工夫をしてみてもどうでしょうか。そして、現在使用されていない自転車も相当数あるように見受けられました。それらを処分することでもスペースが出てくると思います。雨が降ればぬれます。帰りはぬれたままです。できれば屋根をかけるなど、快く使用できる整備は義務教育でないからできないということなのでありましょうか。それとも予算、一番は予算ですか。

駐輪場として使用者には抽選で決めて使用させる。使う側があまりにも乱雑で使用規則を守らなかったら、月額500円、あるいは1,000円でもいいと思います、料金をいただいて、有償ボランティアに管理していただく方法もあろうかと思えます。

2つ目は、市の貸し自転車制度の導入についてでございますが、二酸化炭素排出量の削減の上からも、今後、街路樹の植林、免許の必要ない電気自動車の促進、自転車の貸し出しなどを進め、環境政策を推し進める傾向にございます。

当市もほかへ先駆けて由利本荘市をアピールする手段とも思えます。まずは無料自転車の貸し出し制度を提案いたしたいと思えます。場所は、とりあえず駅・市役所・アクアパルぐらいにターミナルを置いて、市内を散策したりなどの必要な方に貸し出しをする制度でございます。市役所等公共施設の駐車場のスペースも狭いし、普段の市民生活の上でも市が率先して自転車の効用を発信していくべきではないかと思えますが、お考えはないのかお伺いいたします。

次に、最後の4点目でございますが、住宅マスタープランということで位置づけをおたわけですが、今、住生活基本計画策定事業という名前に変わったのだそうでございます。その後の進捗状況と具体的計画についてお伺いいたします。

秋田県の地域住宅計画によりますと、我が県の住宅事情は持ち家30万世帯、公営借り家1万2,000、公舎関係が2,000、民営借り家6万世帯、給与住宅が9,000世帯となっております。木造率が89.5%で全国的に比較しますと2位、一戸建て率82%で1位、持ち家率が77.6%で6位、持ち家の敷地面積が406平方メートルで6位、1人当たりの居住室、畳の数が約16.1畳で全国で3位ということでございます。住宅の広さは全国的に高い水準にあると言われます。

少子化の進展によりまして、22年度には高齢化率が28%という全国1位と推計されておる状況から、多様なニーズに対応した住宅政策を推進いたしております。高齢者に配慮した住宅不足や質的水準の低い住宅、そして更新の時期を迎えた住宅が増加しているというデータが出されました。

そこで県では、「だれもが安心して定住できる秋田の住まいづくり」を目標に事業を進めております。その基幹的事業といたしまして事業費概算と事業名が記されております。

由利本荘市が該当する事業は、公営住宅整備事業10戸、1億1,300万円、公営住宅ストック総合改善事業が282戸、1,000万円、それから公的賃貸住宅家賃低廉化事業が23戸で3,500万円、公営住宅の駐車場整備が16台で200万円、それから公営住宅整備関連事業

駐車スペースの事業が2台で200万円、公営住宅のストック事業火災報知器設置事業が40団地で1,100万円、まちづくり交付金事業が9戸等となっておりますが、計画期間が17年～22年度となっております。この事業は消化したのかどうか。どのような手法で選定をして実施されてきたのか。その場所や事業の内容について。また、市が策定した住宅プランはどのようなもので、市独自の住宅政策は今後どのように具体的な計画がなされていくのか。市にはかなり老朽化した賃貸住宅も多く存在します。その方向性等についてお伺いをいたします。

壇上での質問を終わります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

最初に、総合発展計画の見直しに関連して1、2、3、4とございますが、1から4に関しましては、まことに関連性が深いわけございまして、分けてお答えするには無理があることをご理解をいただきながら、これからお答えを申し上げます。

総合発展計画主要事業につきましては、本日これまで高橋議員、土田議員のご質問でもお答えしましたように、合併協議会が協議・決定した新市まちづくり計画を踏襲したものであります。

このような過程を経て取りまとめられた主要事業の見直しに当たっては、本計画期間が終了する平成26年度までの進捗が平等となる仮調整率を設定し、基本となる一体事業、消防事業、地域事業、3つの枠組み間で均衡が図られるよう、さらにはこの中の地域事業における各地域間でそれぞれ均衡が図られるよう配慮いたしております。

したがって、本年度までの事業進捗状況の違いにより、平成21年度以降の事業費だけを見ますと大きな差があるのは事実であります。10年間で見ますと、ある特定枠や、ある特定地域が突出することはないものであります。

各地域協議会の説明におきましては、本計画10年間での実施事業費を見据えた仮調整であることを説明し、見直しの考え方につきましてはおおむねご理解をいただけた一方、「なぜ4年目で見直ししなければならないのか」や「合併そのものへの疑義に関すること」、さらには「合併していなかったらどうなっていたらどうか」という比較も必要ではないか」というご意見もちょうだいいたしております。

合併後の財政状況は、地方交付税の大幅減少や予想を超える経済情勢の悪化、さらには公債費負担適正化計画に沿った是正を図らなければならないことなどから、主要事業の見直しが余儀なくされたところであり、こうした計画の見直しは本市のみならず全国的に実施されているのも現状であります。

この主要事業には、合併当時の1市7町それぞれの思いが込められておりますので、合併直後の本計画期間におきましては、基本となる3つの枠組みを踏襲すべきものと考えておりますが、合併後約10年を経ての次期計画策定時においては、由利本荘市全体での相対的な計画として計画が策定されるべきものと考えております。

いずれにいたしましても、今回の見直しにより公債費負担適正化計画に沿った是正が図られるよう、毎年の財政状況に沿ったローリングを実施しながら均衡ある事業実施に努めてまいりますので、議員各位におきましても今回の主要事業見直しにつきまして市

民の皆様への説明方、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、大きい2番の(仮称)由利本荘市文化複合施設について、(1)の(仮称)由利本荘市文化複合施設の建設に当たり、市民に対する説明は十分に行われてきたかでありましたが、この(仮称)由利本荘市文化複合施設は旧由利組合総合病院跡地に建設するもので、病院の移転計画が持ち上がった段階から旧本荘市において各種の委員会や協議会を開催し、多くの方々よりご意見をいただきながら、跡地の土地利用について検討を行ってきたところであります。

今回の計画につきましては、これまで検討を重ね、最終的に病院跡地地区まちづくり推進協議会並びに都市再生推進期成会病院跡地活用分科会からの提言をもとに、国土交通省所管のまちづくり交付金事業による整備を計画し、都市再生整備計画を策定し、承認を得て事業着手したものであります。

本施設の基本設計段階から、学識経験者や商工関係者、各種サークル代表や各地域の代表など34名から成るまちづくり推進協議会を立ち上げ、施設の内容や構成などについて設計者を含めて検討を重ね、基本設計をまとめてきたところであります。

このまちづくり推進協議会の中で、当初予定しておりました図書館機能のメディアライブラリーと公民館機能のコミュニティーセンターについて協議いたしました。公民館機能の中の多目的ホールについては、体育館機能を含め300人～500人程度の収容できる音楽・演劇ホールを予定しておりました。

現在の本荘文化会館は昭和47年の完成で既に37年を経過し、舞台装置については既に設備会社が廃業しており、修繕の部品がないことなど、維持管理に支障を来していることや、廊下に雨漏りが発生していること、図書館などと共用しているボイラー装置にもふぐあいがあり、修繕に多大な費用を要している状況であります。

このような状況を踏まえ、音楽や演劇に特化した施設として考えるべきとの多数のご意見をいただき、多目的ホールを音楽や演劇に特化した本荘文化会館機能を網羅した多機能ホールとして基本設計を行ったところであります。

また、この計画につきましては、平成19年6月には市議会の旧由利組合総合組合病院跡地整備特別委員会より協議結果報告を得て、この報告書を基本に事業を進めているところであり、議員の皆様へも基本設計終了後、実施設計終了後にはそれぞれの内容をご説明してきたところであります。

市民説明会につきましては、基本設計及び実施設計終了時において市の広報により案内を掲載し、市民の皆様へご案内するとともに、地域協議会の皆様へもご案内の上、本荘文化会館において開催しており、十分に対応していると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、(2)の地元業者と契約予定者とのかわりについてでございますが、これまで本市において建設工事を発注する際は、建築物の施工難易度や工事費、工事期間などを考慮し、まず地元企業への発注を検討し、次に大手企業と地元業者とのJVを基本に指名競争入札を行ってまいりました。

今回の発注においては、類似施設として大船渡市のリアスホールの発注形態などを調査し、大船渡市においては大手企業と地元企業とのJVでの施工であることも参考としております。

(仮称)由利本荘市文化複合施設の建設工事の発注に当たり、工事期間が27カ月と長期にわたることや、高額な工事費、また、高度な技術を要することなどから、大手企業とのJVを基本に地元業者の要望をお聞きしながら発注方法等について詳細に検討した結果、大手企業への発注を基本とする方向に至ったわけであります。

この建設工事の指名をする段階で、国土交通省所管の経営事項審査評点が1500点以上で、過去5年間に500席以上の音楽ホール等の建築実績のある建設業者であり、加えてそれらの現場管理経験のある技術者の配置ができるかなどの調査とともに、特に地元企業への受注機会の拡大を図るため、事前に協力業者及び使用資材に対する基本的な考え方を聴取し、地元で配慮可能な業者を選定するなどの一定の判断を行い、業者指名を行ってきたところであります。

さらに地元協力会社とのかかわりについては、現場説明会において、下請及び資材の調達については市内業者を優先して選定するよう努めることとしており、契約予定業者には極力努力していただくことを要請し、工事を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、(3)の費用対効果についてであります。この事業は国のまちづくり交付金を主たる財源に施行しておりますが、この計画の際に事業効果の評価に関する目標値を設定しております。この目標値は、本施設の年間の利用者数、アンケートによる市民の満足度、本荘市街地地区内の歩行者数となっております。

これらの目標値を達成することにより事業上の効果はあらわれるものと考えておりますが、この(仮称)由利本荘市文化複合施設は9万市民全体が共有できる施設であり、文化・教養を高める施設として多様なプログラムなどを検討しながら、地域活性化に向け十分な相乗効果が得られるものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次、(4)の(仮称)由利本荘市文化複合施設のコストシミュレーションや維持管理費についてどう把握しているかについてお答えします。

これまで施設完成後の光熱水費の試算では、現有施設である本荘図書館、本荘文化会館、本荘中央公民館の経費の倍ほどの約4,000万円と想定しており、エレベーターなどの設備関連の保守管理業務が加算されることとなりますが、開館時間や管理運営方法によって変動するものと考えております。

維持管理費を大きく左右する施設完成後の管理運営の方法については今年度より検討を行う予定となっており、その検討課題の中にはホールやスタジオなどの各施設の使用料の設定やその金額、休館日の有無、開館時間、市民ボランティアを含む人員配置などが含まれることになり、今後十分な検討を要するものでありますので、ご理解を願います。

次に、(5)の21年度分の事業予定分約10億円の前倒しの件であります。さきの9月定例会市議会において、21年度以降に予定しておりました舞台設備や音響設備等の特殊設備工事に予定しておりました約10億円について、今年度の予算を補正の上、継続費の変更について承認いただいたところであります。

当初、舞台設備や音響設備の特殊整備工事については21年～22年までの継続事業で、21年度に別途発注する予定としておりましたが、一括発注することとしたことにより他事業との財政調整を行い、継続費の変更について議決いただいたものでありますので、

ご理解をお願いしたいと存じます。

次に、3番の羽後本荘駅の市営自転車駐輪場に関してでございますが、これには担当の鷹島市民環境部長からお答えをいたします。

次に、4番の住生活基本計画策定事業と、その後の進捗状況と具体的計画についてですが、本計画策定は、秋田21住宅マスタープラン（秋田県住生活基本計画）及び本市も参画しております秋田県地域住宅計画と整合を図り、本市各地域ごとの特性に応じた住まいづくりを総合的かつ効果的に推進するため、住宅施策の目標事項を定め、住宅行政に反映させることを目的に策定したものであります。

この中で、平成27年度を目標年次と定め、「豊かな自然・歴史とともに暮らす住まい」を基本理念とし、「だれもが安心して暮らせる、安全な住まいづくり」等を基本目標としたところであります。

秋田県地域住宅計画は、平成17年度～22年度までの計画期間であり、本市の計画としては、東由利地域の吉野団地1棟2戸、本荘地域の松涛団地3棟8戸が平成19年度までに整備を完了したところであり、平成21年度から2カ年で住宅用火災警報器の設置を計画しているところであります。

また、本計画策定時における公営住宅の管理戸数は、本荘地域467戸、矢島地域92戸、岩城地域115戸、由利地域49戸、大内地域13戸、東由利地域23戸、西目地域30戸、鳥海地域15戸、合わせて804戸であります。当面は各戸の維持保全を行い、既存ストックの有効活用を図る計画であり、老朽化した住宅の建てかえ等については平成23年度以降の計画としたところであります。

次に、今後の具体的な取り組みについてですが、公営住宅については入居者の方々が安全で安心して暮らせるよう、平成21年度～22年度までの2カ年で住宅火災警報器の設置を予定しているところであります。

さらに、個人住宅に対する施策としては、平成21年度に耐震改修促進計画の策定を計画しており、平成22年度から個人住宅の耐震診断費用・耐震改修費用の一部助成として補助金の導入を検討してまいります。

いずれにいたしましても、今後もだれもが安全で安心して暮らせる住まいづくりとなるよう検討を重ねてまいりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 鷹島市民環境部長。

【市民環境部長（鷹島恵一君）登壇】

市民環境部長（鷹島恵一君） 佐藤議員の3、羽後本荘駅の市営自転車駐輪場について、現駐輪場の整備と貸し自転車制度の導入についてにお答えいたします。

本荘駅前駐輪場は平成13年度に設置したものであり、現在、個人のボランティアにより整理整頓が行われ、運用されております。

当該駐輪場は無料であることから利用者が多く、敷地外に駐輪するケースも見受けられることから、利用に当たっての注意看板を設置するなどして利用者のマナー徹底に努めております。また、長期間使用実態のない自転車については放置自転車として撤去し、駐輪スペースの確保を図っているところであります。

本荘駅前駐輪場のさらなる整備についてですが、現在、市営のほか民営として

3施設があり、これら民間施設の収容能力にはまだ多くの余裕があり、経営面への影響を考えますと市として新たな整備は困難であると考えております。

今後は、民営主導により、サービスの向上と利用者の負担を軽減する方法について協議を進めてまいりたいと存じます。

次に、貸し自転車制度についてであります。現在、民間の2業者が実施しておりますが、こうした制度を悪用しての犯罪や指定場所以外への放置などが懸念されるほか、民間との競合を避ける上でも市としての制度導入に向けては、なお検討の余地があると考えております。

最近における自転車利用方法には、環境に優しい交通手段として、あるいは燃料の高騰による自己防衛手段として、さらには健康志向から自転車を活用するなど、需要が伸びているとお聞きしております。また、放置自転車を再度整備し、貸し自転車として活用することにより、廃棄物の抑制や資源の有効活用にもつながるものと思います。

市といたしましては、環境保全への取り組みの一環として積極的に自転車の利用を促進してまいりたいと存じます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 14番佐藤勇君、再質問ありませんか。14番佐藤勇君。

14番（佐藤勇君） 3つほどお伺いいたします。

私も関連がございますので一括して質問をいたしたいと思っております。

1つは、ただいま市長が現在の文化会館などは非常に老朽化してきて雨漏りがしているとおっしゃいました。そのとおりだと思います。雨漏りがしている市の施設は、それだけではございません。まだ大きな建物が雨漏りをしております。それは、今、私たちが使っている本庁舎でございます。地下室がバケツ6つぐらい、雨降ると置かなければ歩かれないという状況でございます。

それでお聞きいたしたいのは、文化施設と本庁舎とどちらが大事なのかな、それについてひとつお伺いいたします。

それからもう1つは、実質公債費比率が上がっただけで今の後期計画が縮小されたのかどうか。それ一つだけの原因で縮小されたのか。私は先取りして前倒しをしたことによる、それも重なっているということをお伺いいたしました。その点についてお伺いします。

それからもう1つは、今、市の職員の皆さんが本当に時間外、大変ご難儀かけて市民に説明をしてサービスをしていただいておりますが、その手法について、やはり適切な表現だったろうかなという、その点についてお伺いいたします。

あなた方の借金で今やっているなだからこれやれというふうな、そういうふうな露骨な表現をいたしておることに私はいささか住民感情に、今ようやく一つになるかなと思っているときにそういうふうなことを言うっていうことは、少し紳士的な形でお話を申し上げた方がよいのではないかなということ、それ3つでございます。

よろしく申し上げます。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） この3点の再質問であります。最初に文化複合施設に関しての件でございますが、どちらが大事かという、そのことにつきまますが、この文化複合施設に

については由利組合総合病院が移転する際に、まだ移転をする前から何をあそこにどういうものをつくるのかと言われて、それから10年以上たちました。それから、その後に本荘市民以外からも、あなたの方の町の方々からも旧由利組合総合病院跡地にはどういものが建つのか、早くいいもの建ってくればいいなという話などなど、各方面から本荘市、旧本荘市以外の方々からも質問を受けたことがあります。

今、文化会館は申しあげましたように雨漏りがしたり、維持管理が大変だというふうなこともありまして、今の時世、図書館もしかりであります。そうしたときにあの旧由利組合総合病院跡地、由利本荘市としての駅前を通り、シャッター通りはいけません。あれはいけません。そうしたことから、あの駅前のにぎわいを取り戻すべく施設は何だろうかというふうなことなどなど、本荘市外からも要するに1市7町の構成する方々からもそうした意見が多く寄せられたところでもあります。

そうしたときに、今、図書館機能と文化会館機能と分離するのはなじまない。一緒になること。今、図書館機能というのは大変子供さんたちがにぎわい、大人も集まると、そういう現象があります。そういう意味での文化会館と図書館機能を合体したところ、あの旧由利組合総合病院跡地に設置したらどうかということ、これは議員の皆さんにこれまで数々説明をし、ご納得をいただいたところでもあります。

そうしたことで、今、本庁舎と向こうの方とどちらが大切かというお尋ねであります。本庁舎もいずれはそれは建てかえはしなければなりません。今、市民の方々から今若者がこの由利本荘市に住めるといのは、まちらしさ、にぎわい、そうしたものがあってこそ、この由利本荘市にはにぎわいがある、住みやすいということにつながるわけであります。いいまちとは何だろうかということをお前ある大学の先生から伺いましたら「歩く、座る、夜遅いのがいいまちだ」と、こういう表現がありました。それをぴったり由利本荘市に結びつけるというは無理かもしれませんが、そういう意味で、いいまちをつくるためのやはり文化複合施設だと、このように理解していただければいいのではないかと。どちらが大事だか、そういうふうな白か黒かの問題でなくて、これまで長年待ち続けた、望み続けた文化複合施設、旧由利組合総合病院跡地の利用でございますので、賢明なる佐藤議員さんにはこれでご理解いただけたものと、このように思います。

次に、公債費比率負担適正化、これはまさにそのことに尽きることで、このように思います。

それから市役所の職員の説明に関してでございますが、ややもすると説明について欠けた部分もあったかもしれませんが、やはり私たちは、このまちづくりの理念というものをしっかり踏まえるならば、恐らく説明も熱が入って理解していただけたと思うわけですが、ただ技術的な面だとか予算のことだとか、そういうことに気を取られて全体像としての納得できる説明もややもすれば欠けた面もあったかもしれません。これからさらに市民の皆様いかに重要なのか、いいまちにするための施設であるということをご理解していただきたいと、このように思います。

そういう意味でも、この3つ一括しての私への質問であります。私もそのようにお答え申し上げまして、よろしくご理解の上、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 14番佐藤勇君、再々質問ありませんか。14番佐藤勇君。

14番（佐藤勇君） ただいま市長さんから本当にこう最も人格的な、非常に人柄の答弁をいただきました。納得しているところでございます。もっと発展的な質問を申し上げればよかったわけですが、私の質問が今後の事業の遂行に少しでも反映できることを願って、質問を終わりたいと思います。できればもう1期ぐらい市長さんにはやってもらいたいなというのが今の心境でございます。

議長（井島市太郎君） 14番佐藤勇君、答弁を求めますか。

14番（佐藤勇君） 求めないです。

議長（井島市太郎君） はい、ご意見だそうです。

以上で、14番佐藤勇君の一般質問を終了します。

この際、約10分間休憩いたします。

午後 2時14分 休 憩

午後 2時27分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。12番本間明君の発言を許します。12番本間明君。

【12番（本間明君）登壇】

12番（本間明君） 井島議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

まずもって、私たちフォーラム輝の顧問でありました石川久議員の急逝につきましては、今定例会冒頭に、由利本荘市議会を代表し研政会会長の村上亨議員からご丁寧なる追悼の言葉を賜りました。あわせて柳田市長からも哀悼の意を表していただきましたこと、会派を代表して心から感謝の念を申し上げます。まことにありがとうございました。加えまして、去る6日に開催をいたしました石川久さんをしのぶ会には、柳田市長初め市当局の皆さん、そして議員各位にもご参加いただき、それぞれゆかりの方々130名ほど集まっていたいただきましたことにつきましても、心から厚く御礼を申し上げます。改めて故石川久議員のご冥福をお祈りしながら、一般質問に入ります。

私の今回の質問は現在進行形が大変多くて、きょうの朝刊に3項目についてその方向性が報道されております。地方分権改革推進委員会からの第二次勧告、あるいは国保にかかわる無保険状態の子供たちへの対応、あるいは本市の大量離職者緊急雇用対策会議の第2回会議の結果等が報道されております。どれくらいホットな答弁をいただけるか期待をしながら質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

1、柳田市長の去就と新年度予算編成の基本方針についてお伺いをいたします。

柳田市長の去就につきましては、きょう午前中、高橋信雄議員からの質問の中で柳田市長から後進に道を譲り、勇退をするというふうにして明言されました。ですから、この関係についての質問についてはあえて重ねては申し上げません。その上に立って、新年度予算編成の基本方針についてお伺いをいたします。

質問の趣旨は、柳田市長が6選に向けて続投する意思があるか、あるいは勇退するかによって、新年度予算は当然骨格予算になるうとは思いますが、そのことの去就によって考え方が、予算づけが変わってくるのではないかというふうな意味での質問でござ

ざいました。ご勇退なされるということですから、そのことの前提の中で皆さんから午前午後質問がありました。総合発展計画の主要事業の見直し案も発表になり、今後6年間で起債がマイナス50%、一般財源でマイナス65%と大変に厳しい調整案が出されております。しかもこれは投資的経費でありまして、経常経費についても当然大なたが振られることも予想されます。そういうことの中で、新年度予算編成についての基本的な考え方を伺うものであります。

2、国の出先機関の統廃合による本市への影響についてお伺いをいたします。

ことしの6月に政府の地方分権改革推進委員会が市町村への権限移譲を柱とする第一次勧告をまとめました。県から市町村については、高圧ガスの製造許可、都市計画の開発許可や宅地造成の許可、それに特養の認可や介護事業者の検査などが盛り込まれました。8月に入って推進委員会は、中間報告として国の出先機関の見直しを時の福田首相に提出をいたしました。その際、丹羽委員長は「福田総理がかわらない限り、思い切って進めたい」と述べておりました。ここ最近、麻生首相の言葉に重みがなくなっておりますが、10月30日の記者会見で地方整備局と地方農政局を名指しで原則廃止をする旨、発表いたしております。12月に第二次勧告、要するにきのう出ました。12月に第二次勧告を出す丹羽委員長は、首相からの要請を受け、質の高い勧告を行いたいとしております。地方整備局や農政局及び農政事務所以外、地方運輸局、漁業調整事務所、地方厚生局、経済産業局、地方環境事務所なども原則廃止の対象となっております。これらの国の出先機関と本市行政とのかかわりについては極めて不案内であります。国と都道府県との二重行政の解消という大きな前提の中、本市行政に対する影響について伺うものであります。

3、定額給付金への対応についてお伺いをいたします。

政府の追加経済対策に盛り込まれた総額約2兆円と言われる定額給付金の概要がようやく固まりました。第2次補正予算案の提出時期や関連法案が国会審議で難航することも予想され、年度内給付も怪しい現状であります。

新聞報道等によれば、11月中に総務省の定額給付金実施本部が給付方法についての骨格をまとめ、都道府県を通じて市区町村に説明をし、市区町村は意見を実施本部に提示した上で給付方法を確定するとしております。第2次補正予算が成立してから市区町村ごとに給付金総額を概算で交付し、市区町村は交付要綱を決定の上、補正予算を議決し、世帯主に申請書を郵送する手順のようであります。

ところで問題なのが、具体的な支給対象や支給方法が各市区町村の判断にゆだねられたことでもあります。本市にあって所得制限の1,800万円以上の高額所得者の判別ができるのかどうか。できれば問題ないわけですがけれども、支給辞退を促すことすらわからなければできないこととなります。その前提に立って給付金の支給の際、所得の事後点検の同意を求め、同意をしない市民には支給をしない方向とも聞きます。支給方法も口座振り込みか現金手渡しか、各世帯の年齢判断、支給漏れの確認、総合的な窓口対応など課題が山積をいたしております。このような状況下、現段階でどのような対応を予定なさっておられるのか伺うものであります。

4、本市における地域経済の動向と雇用対策についてお伺いをいたします。

百年に一度とも言われる、麻生首相流に言えば未曾有の世界的な金融危機と景気失速

が一段と強まっております。日本銀行秋田支店は10月の金融経済概況で、県内景気はさらに弱いと発表いたしております。

そこで、(1)TDKの状況はどうかについてお伺いをいたします。

TDKの9月中間期決算によると、売上高は前年度同期比8.4%減、営業利益は何と69.5%減、純利益は65.7%減と発表されております。その原因の一つとして、ことし立ち上げたTDK-MCC本荘工場などの新規投資が負担となったとしております。このことにより、TDK-MCCは設備投資計画を見直し、製造ラインは当初計画の7割程度とし、100億円程度圧縮すると報道されております。TDKの石垣常務によると「県内工場の廃止は考えていないし、本体や子会社の社員の解雇は予定していない。しかし、派遣会社には影響が出るかもしれない」としております。現時点で市が持っているTDK関連の情報と、市が本荘工場へ供給するガス・水道の使用量の見通しもあわせてお伺いをいたします。

(2)本市の経済動向についてお伺いをいたします。

日銀によると、経済動向の判断の基準については、生産、個人消費、設備投資、住宅投資、公共投資、雇用・所得としているようであります。本市にあって前年対比でどうなっているのか伺うものであります。

(3)雇用対策についてお伺いをいたします。

ヤマサコーポレーションの大量解雇を受け、JC本荘店も当初123名の方が職を失ったことが報告をされております。10月17日の大量離職者緊急雇用対策連絡協議会の立ち上げ以後、11月6日のアシストハローワークまで、それなりの対策については伺っておるところでございます。しかし、11月も下旬になってヤマサコーポレーション関連500名の離職者のうち、再就職者は7名程度との報道もありました。各種の制約や行政としての一定の限界も想像できますが、本市関係でぼぼろっこに1名は再就職できた以外、現状はどのようになっているのか伺うものであります。

加えて、1社による大量解雇以外に、有効求人倍率が0.47という厳しい雇用環境で苦しんでいらっしゃる方々が実に1,000人を超えております。かつてのIT不況時に種々雇用対策を実施した経験を踏まえ、思い切った市独自の雇用対策の必要性を痛感いたしております。市長の英断を期待しながら答弁をお願いするものであります。

5、由利高原鉄道を上下分離型経営とした場合の試算についてお伺いをいたします。

8年前の法改正によってローカル線の撤退手続が規制緩和され、全国で25路線、約574キロメートルの鉄道が消え去りました。ことしの10月1日に施行された改正地域公共交通活性化・再生法は、俗に上下分離型経営と呼ばれ、自治体が駅舎や線路を買い取り、要するに下部を取得し、事業者には経営や運行の上部に専念させるという方式であります。国は、自治体が用地や施設を取得する際、起債発行を可能としたり、最大3分の1を補助するというのがみそであります。

福井県の福井鉄道福武線は、福井県と沿線3市で線路や駅舎を12億円で買い取り、同線の累積債務28億円を解消する計画を国交省に提出する予定と伺っております。既に和歌山電鉄が実施済みであり、岩手の三陸鉄道や鳥取の若桜鉄道、本県の内陸縦貫鉄道でも導入の検討をしておるようであります。この上下分離型経営を由利高原鉄道に当てはめて試算するとどうなるのか、全く話にならんことなのかも含めてお伺いをするもので

あります。

6、無保険状態の子供対策についてお伺いをいたします。

親が国民健康保険税を滞納し、保険給付をとめられ、子供が無保険状態になっている問題で、厚労省が全国調査の結果を発表いたしました。中学生以下の子供がいる家庭1万8,200世帯中、無保険状態の子供の数は3万2,900人ということでもあります。

災害にあったなど特別な事情がないのに滞納を続けた場合、有効期間の短い短期保険証に切りかわり、1年以上滞納が続くと保険証は返還させられ、被保険者資格証明書が交付されます。医療機関にかかった場合、一たん全額自己負担となり、滞納を解消すれば保険証は返還され、国保が支払う分についても返還される仕組みと伺っております。

本市にあっては、未就学児童の医療費の全額、あるいは中学生以下は入院費の補助と手厚くなっておりますが、資格証明書世帯がどれくらい存在し、俗に言う無保険状態の子供たちがどれくらいおられるのか。医療機関との関係も含め、その実態をどのように把握されておられるか伺うものであります。

けさの朝刊によりますと、中学生以下については短期保険証を交付する方向だというふうにして報道はされておりました。

7、特定健診の検証についてお伺いをいたします。

ことしの4月から始まった特定健診、保健指導、俗に言うメタボ健診について、東京23区及び全国783市へ毎日新聞が調査した結果が発表になっております。全国の63%の市区町村が「問題点を見直すべき」とし、11%は「制度自体を廃止すべき」と答えております。同じく11%が「現行制度のまま継続すべき」と答えている実態であります。

見直すべき理由として、メタボに限定した検査でほかの病気を見落とす可能性、あるいは制度が複雑で受診率が下がる、医療費抑制につながるか疑問であるとの声も上がっております。加えて、国の補助単価が実費に届かない自治体が8割近くあることも判明したとしております。少し専門的になりますが、従来の住民基本健診で実施されていた慢性腎臓病の早期発見に有効とされる血清クレアチニンの検査が除外されたことへの疑問の声も上がっております。

健診受診率、指導実施率、メタボ該当者の改善率が目標を下回ると、保険者に財政的なペナルティーが課されることになっております。わかりやすく言うと、後期高齢者医療制度への拠出金が増額されることとなります。

制度発足以来8カ月、本市にあっては肅々と進められておられるのか。それともかなりの問題を抱えられておられるのか、その実態をお伺いするものであります。

8、鳥海観光の目玉に健康ツアーを実施してはどうかについてお伺いをいたします。

今、7番で質問をいたしましたメタボリックシンドロームとの関連で、鳥海観光へ結びつけることができないかというふうな提案でございます。

由利本荘市の戦略に鳥海観光が大きく取り上げられております。由利高原鉄道の乗客数の伸び悩みを含め、いま一つぱっとしておりません。中高年向けに生活習慣を改めるなら少しでも楽しい方がいい。健康づくりをきっかけに健康ツアー、あるいはヘルスツーリズムと命名してもよいでしょう。鳥海高原や日本海の豊かな自然の中で、体重を落とすために森を歩くトレッキングや森林浴、太極拳や体のつぼ講習、そば打ち体験や保健師が一役買って健康講話、地元の食材を使ったヘルシーな食事の提供、野鳥や草花

に詳しいインストラクターの同行、遊泳館では歩行遊泳を楽しみ、岩城、東由利では思い切ってパークゴルフで汗を流す。市内の温泉めぐりもよいでしょう。本市における限らない観光資源を活用し、健康プラス面白そう、役に立ちそうという知識欲も満たすメニューで売り込む。JTBによると、この観光ツアーについては潜在的に4兆円を超える市場があるというふうにして言われております。特定健診がらみで、企業の健康保険組合の需要も期待されております。自然には手を加えず、今ある資源を活用しながら健康志向の観光客を呼び込む。全国的な始まりの中で遅れを取らないような取り組みが必要と思われませんが、いかがでしょうか。

9、農林水産省の補正予算にかかわる事業について伺います。

肥料価格や燃油価格の高騰が農業経営に深刻な影響を与えていることから、緊急に省エネ、省資源型農業への転換を図り、資材価格高騰に耐え得る生産体制づくりのための事業が発表されました。本事業は大きく3本の柱のようであります。肥料・燃油高騰対応緊急対策事業500億円、施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業10億円、施肥体系緊急転換対策事業70億円となっております。

大まかに事業内容を言うならば、化学肥料や施設園芸用燃油の費用増加分の7割を補てんする内容であります。その条件として、肥料、燃油とも2割以上の低減技術と1割程度の低減技術、これらの技術以外に地域の実情を踏まえた地域特認技術の3点に分かれているようであります。今後、農業団体と県によって協議会が設立されるようですが、本市農家にとってどの程度の農家が該当するか、あるいは事業の詳細についていつごろ農家に周知される予定なのか伺うものであります。

10番、遊休農地対策についてお伺いをいたします。

9月の定例会で佐々木議員から耕作放棄地の関連での質問があって、答弁でも確か耕作放棄地はないのだということで、議事録を読んでみましたが、私の目には耕作放棄地はないという文言はどうも見つかりませんでした。今回は、私は本当は耕作放棄地対策をお伺いしようと思ったのですが、そういういきさつもありましたものですから、遊休農地対策にかえたというのはそういうことであります。

農水省は増加が懸念される遊休農地の営農再開に向け、09年度の概算要求に230億円を盛り込むとしております。具体的には、農地の回復に向けた障害物の除去や土壌改良、用排水路や鳥獣被害防止など周辺施設整備、資機材購入などや初期投資など農地面積や活動内容に応じて一定額の補助を行う予定であります。全国の遊休農地は約39万ヘクタールで、耕地面積の8%を占めております。本市にあっても耕地面積が9,927ヘクタール中、自己保全管理が1,009ヘクタールとされております。約10%を占めております。

私たちフォーラム輝では、群馬県渋川市の遊休農地解消対策を視察してまいりました。渋川市の遊休農地は430ヘクタールで、農地面積に対して何と19%を占めておりました。農業委員会の活動として、豆科の植物であるヘアリーベッチの栽培に取り組んでおります。土壌を肥やし農地に復元しやすい、土壌被覆力が強い。一度種をまけば、以後二、三年、追いまき程度でよく手がかからない利点など、展示圃を見せてもらいながら説明をいただいてきました。渋川市でも種子代や耕運代、あるいは土壌改良などに3分の1補助などのバックアップをしておりました。私たちもヘアリーベッチの種を少量いただ

いてまいりましたので、来春にはまいてみようと思っております。

この質問の通告後ですが、きょうも高橋議員から大豆の連作障害の質問もございました。富山県の農林水産総合技術センターの研究成果として、転作大豆の連作障害対策として、大豆の収穫後、ヘアリーベッチを播種して、翌年の5月下旬には、それをすき込む方法、すなわち緑肥効果で、これまで落ちてきた転作大豆の収穫ですが、一気に100キログラム増加したというふうな報告もされておりますので、申し添えたいと思います。

ことしの春、九州の熊本県知事になりました蒲島郁夫さんという方は、JAの元職員であったという変わり種の知事さんであります。こうしております。「私は知事就任後、真っ先に遊休農地や休耕田を一掃するための対策を指示しました。飼料価格の高騰で困っている畜産農家がいる一方で、作付されない放棄地や休耕田があるミスマッチをできるだけなくし、有効活用の知恵を絞りたい。農業生産を復活することは、日本古来の美しい農村風景を維持するだけでなく、水資源の涵養や自然との触れ合い体験の場の提供など、農業、農村の多面的機能の効果を二重三重に発揮することにつながる」と述べております。農水省の新たな施策と相まって、行政、農業団体、農業委員会が連携をしながら、遊休農地解消に向けた具体的な対策と行動を起こす時期が到来したと考えますが、当局の考えを伺うものであります。

教育委員会関係、11番、全国学力テストの結果における一連の騒動についてお伺いをいたします。

昨年につき2回目の学力テストが行われ、秋田県にあっては、ことしもトップクラスの成績をおさめ、県民あるいは市民としては少し、えへんという感慨を持ったことは間違いないことでしょう。

本市の教育委員会としては、結果の公表云々については一貫していることに安心感を持っておりました。しかし、テスト結果判明以来、寺田知事発言等、新聞各紙の見出しを追ってみますと、「全国学力テスト2年連続トップクラス」、「本県小学6年は全部1位」、「低い無回答率際立つ」、「教育関係者、確かな自信」、「家庭や地域の協力が後押し、チーム秋田結実」、「県教育長「先生たちと握手したい」」、そして知事発言が出てきました。「市町村別結果、秋田県知事公表したい」、「知事発言に波紋広がる、不安や好奇心、思いさまざま」、「県議会意見が対立、平行線」、「現場教諭、勉強の偏りを懸念」、「子供と親、人に知られるの嫌」、「県内教委は批判的」、「「考えは変わらない」寺田知事」、「知事の責任で公表、文科省「権限ない」」、「学力テストの公表、知事発言は行き過ぎだ」、「公表ルールの見直しが必要だ」、「集積データを授業に生かせ」、「課題克服へ情報共有」、「県内8教委HPに概要、数値示さず、表現工夫」、「学力テスト灰色公開、県教委市町村名伏せる」、「早くも無用論噴出、現場から疲弊感も」と続けました。ここに来て落ち着いたように見えます。8月末から続いた寺田知事や橋下大阪府知事の発言、あるいは鳥取県の対応など、連日マスコミをにぎわせてまいりました。ここで一連の騒動も含め、冷静に全国学力テストの意義や本市の結果、あるいは公表問題について、佐々田教育長の本音を伺いたいと存じます。

12番、教員のメンタルヘルスについて伺います。

改正教育基本法に基づき、国に策定が義務づけられた教育振興基本計画に教育予算増額の数値目標や教職員定数改善の具体的な見通しが盛り込まれませんでした。ゆとり教

育を転換する学習指導要領の改定では、小学校で新たに英語活動が入るほか、理数系の教科は小中とも来年度から先行実施されると聞きます。教育現場の多忙化が指摘されて久しい今、授業時間数や学習内容の増加が現場に何をもたらすのでしょうか。

教員のメンタルヘルスについて、文科省の委託調査の結果、普段の仕事で「とても疲れる」と答えた先生41%、ストレスの原因で多いのは「仕事の量」61%、「仕事の質」が41%、公立小中学校の平均残業時間は2時間、「子供の訴えを十分聞く余裕がない」と答えた教員62%、うつ病との関連で「気がめいる」は44%、「気持ちが沈み、憂うつ」は28%など、メンタルヘルスの不調を訴える教員がふえております。

本市の教師の状況はどうなっているのでしょうか。人も金も不十分なまま、ノルマだけがふえる教育現場と私には見えます。文科省は常に財務省に押し切られる悪しき伝統が続く中、一連の教育国策と今後の現場のありようをどのように考えておられるのか、お伺いをするものであります。

最後13番、教員の裁判員制度への対応についてお伺いをいたします。

来年の5月から始まります裁判員制度は賛否両論あるものの、候補者に通知が届きました。裁判員が加わる裁判の7割は、3日程度の審査で終わるとされており、教員が裁判員に選ばれた場合、特に複式学級を抱え人員に余裕のない学校や大半の学校で1人しかおらない養護教諭など、学校経営に影響があるものと考えます。裁判員法では、従事する仕事における重要な用務で、自分で処理しなければ非常に大きな損害が生じるおそれがある場合は辞退できるとされており、その判断は裁判官にゆだねられるとしております。確率的には、県内小中学校の先生は大体10人以内と見られているようですが、その対応について伺うものであります。

以上、13項目についての質問を終わりますが、冒頭でも申し上げましたように現在進行形でございまして大変答弁しづらい点もあろうかと存じますが、市民生活に直結する課題ととらえておりますので、どうかよろしくご答弁のほどお願いを申し上げて、一般質問を終わります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、本間議員のご質問にお答えします。

はじめに、私の去就と新年度予算編成の基本方針についてのお尋ねであります。先ほど高橋議員にお答えいたしましたとおり、由利本荘市初代市長として1期4年間におけるみずからの責任はすべて果たせると認識しているところであり、由利本荘市の将来については後進にお任せするべく勇退の道を選択したところであります。

市の新年度予算につきましては、私の去就に左右されるものではなく、骨格予算として編成作業を実施しております。

その主な内容についてであります。投資的事業としては緊急性、継続性のある事業を中心に骨格予算を予定するところであります。また、経常的な事務事業、ソフト事業については、市民生活の安全・安心の確保を最重点に住民サービスの維持向上のため、限られた財源の中で重点的、効率的に配分した予算編成を行いたいと考えております。

次に、国の出先機関の統廃合による本市の影響についてであります。この問題については新聞、テレビ等で盛んに報道されているところでありますが、答弁は渡部総務部

長にいたさせます。

次に、3の定額給付金の対応についてであります。先ほどもありましたが、この件について中嶋企画調整部長からお答えをさせます。

4番の本市における地域経済の動向と雇用対策についてであります。その1点目のTDKの状況はどうかでございますが、TDK-MCC株式会社本荘工場がことし6月から本格操業を開始し、地域経済に明るい材料を提供していただいたところでありましたが、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界経済の失速や、さらに9月以降の円高による景気の後退により、電子部品関連業界は特に厳しい状況となっております。

このような状況のもと、10月末に発表したTDK株式会社の今期20年度の営業利益見通しは、さきの7月末発表時より約50%の下方修正となっております。

こうした中、本荘工場は最新鋭の生産設備を導入し、グループ随一の一貫生産ラインにより合理化コストダウンと品質歩どまり改善による材料費の削減等に努め、慎重に市場の回復と増産ニーズの見きわめに備えている状況にあると伺っております。

また、同工場へのガス・水道の供給状況についてであります。水道につきましては今年4月から10月までの使用量が4万9,900立方メートルで、昨年、TDKから示された計画値9万9,300立方メートルに対し約50%の実績となっております。

一方、ガスにつきましては、同じく4月から10月までの使用量が65万8,000立方メートルで、計画値33万4,000立方メートルに対し約2倍の使用量となっております。

今後についてであります。工場の稼働率が世界の経済情勢や景気動向によることから明確な見通しは立たない状況であります。操業開始からの半年間の実績よりは上回る数値で推移するものと思われま。

次に、(2)の本市の経済動向についてであります。ご質問のありました日銀秋田支店発表の県内金融経済動向の各項目につきましては、日銀秋田支店では市単位の概況調査は実施しておらず、対前年との比較数値等はお答えできないものであります。県由利地域振興局で地域内企業を抽出して調査し、毎月公表しております経済動向調査によれば、10月末現在の本荘由利管内の動向は製造業全体で生産額が対前年比で13.4%の減となっております。

また、本市の主要産業であります電子部品・デバイス製造業並びに電気機械製造業も生産額が対前年比で13.5%の減となっており、依然として厳しい状況が続いていることが報告されており、国内景気の悪化が地域においても表面化してきている状況であります。

今後の業況見通しについても、北都銀行の経済調査レポート11月号によると、平成20年度下期の地域別業況判断では本市並びに、にかほ市を含んだ由利地域では29.4%減少するものと予想されております。

こうしたことから、本市の経済動向につきましては、今後、生産体制の見直しやそれに伴う雇用調整の発生など種々深刻化していく状況にあると強く危惧しているところであります。

次に、(3)の雇用対策についてであります。

ハローワーク本荘によれば、12月5日現在、管内におけるジョイフルシティ本荘等の

閉店による離職者のうち、求職申込者は148人であり、この中の再就職者は21人となっております。

市では先月5日、ハローワーク本荘等の関係機関及び市の全部局を招集してジョイフルシティ本荘等雇用対策連絡会議を開催し、離職者に対する再就職への支援策の検討を行ったところであります。また、市の関係する第三セクター等で欠員が生じた場合、速やかに求人を行ってもらうなど再就職を支援しておりますが、数多くの求人を行えないのが現状であります。

なお、国では秋田県を含めた雇用失業情勢の特に厳しい地域に対し、離職者への職業訓練の実施に係る経費として総額5億7,000万円の補正予算を編成しております。

これにより、秋田労働局では情報ビジネスや医療事務・介護サービスなど14コースで、訓練対象定員230名枠を確保し、今月中旬から募集する予定であります。この訓練が求職活動の有効な手だてとなり、一人でも多くの方の再就職を期待しているところであります。

また、ハローワーク本荘管内の10月末日現在の有効求人倍率は0.44倍となっており、前月から0.03ポイント低下し、ここ最近で最も低い数値となっており、これにジョイフルシティ本荘等の閉店に係る大量の求職者がカウントされる11月末の数値は、さらに低下するものと危惧しているところであります。

こうした雇用情勢に対処するため、市及びハローワーク本荘、由利地域振興局、由利本荘市商工会が連携して、先月下旬から本市及びにかほ市内の従業員30人以上の約150事業所を訪問し、地域の経済状況や訪問先の経営状況の聞き取りをするとともに、雇用奨励助成制度を説明しながら新規求人の掘り起こしに努めているものであります。また、地域の雇用情勢の急速な悪化に対処するため市全体の取り組みが必要と判断し、由利本荘市企業支援・雇用緊急対策本部を設置することとしており、今後もハローワーク本荘や由利地域振興局等の関係機関と連携した積極的な取り組みにより、地域の雇用問題に対処してまいりたいと存じます。

次に、5番の由利高原鉄道を上下分離型経営とした場合の試算について申し上げます。

秋田内陸縦貫鉄道で導入を検討されております公有民営による上下分離方式につきましては、自治体が鉄道用地及び鉄道施設などのインフラ部分を保有し、鉄道事業者は運行業務に専念する経営方式であります。

この方式では、鉄道事業者は鉄道施設の固定資産税の負担や減価償却費が除外され、また、路線や施設を大規模修繕または取得する際には、自治体が国の補助や起債で事業を行うことで鉄道事業者に負担をかけないなどの利点がありますが、この方式を由利高原鉄道が導入した場合については、既に固定資産税の減免の適用を受けていることや、今後、路線や施設の大規模な修繕や取得を計画していないことから有利性は小さいものと考えられます。

なお、鉄道施設等を市が保有し、これらの維持管理に係る人件費や維持補修費等を市が負担した場合は減価償却費が除外され、由利高原鉄道株式会社の決算からは鉄道施設等の維持管理費がなくなることで赤字額は減少するものの、この費用は鉄道施設等を保有・管理する市が直接負担することになるものであります。

このことを平成19年度決算をもとに試算した場合、県と市の負担は赤字補てん分がそ

れぞれ1,700万円減少するものの、本市はこれに鉄道施設の維持管理費分が2,500万円増加することになり、結果、約800万円負担がふえるとなるものであります。

いずれにいたしましても、由利高原鉄道再生計画の達成に向け利用促進運動を積極的に展開しながら、さらなる利用拡大と赤字額の縮小に努めてまいりたいと存じますので、議員各位からの特段のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、6番の無保険状態の子供対策についてであります。

初めに、本市における被保険者資格証明書の交付状況であります。平成20年11月末現在において、世帯数が182世帯、被保険者数が290人となっております。290人のうち、就学前の子供が1人、小学生が8人、中学生が8人となっております。

また、1年以上国民健康保険税の滞納が続くと、保険証は返還させられ被保険者資格証明書が交付されると報道されておりますが、本市の対応としましては、交付要綱に従いながら過去の納付状況や個別の事情を勘案し、納税相談などを実施して保険証の即時返還に至らないように納付のお願いをしているところであります。

しかしながら、滞納が続く場合には有効期限の短い短期被保険者証を交付し、納税相談の機会をふやすなど被保険者との接触を多く図り、滞納解消に努めております。それでもなお相互扶助の制度を理解していただけなかったり、納税に応じていただけなかった場合にのみ、やむを得ず資格証明書の交付を行っているものであります。

また、資格証明書世帯の被保険者に医療機関を受診する必要が生じ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出があった場合には、緊急的な対応としまして、子供に限らず資格証明書から短期被保険者証への切りかえをし、治療を受けやすくするよう配慮しております。決して機械的な対応ではなく、柔軟な対応をしておりますことをご理解くださるようお願いいたします。

今後も、国民健康保険税を滞納している被保険者に対しては計画的納付や分納をお願いしながら、資格証明書の交付がなくなるように努力してまいります。

次に、7番の特定健診の検証について、このことについては担当の齋藤福祉保健部長からお答えをさせます。

次に、8番の鳥海観光の目玉に健康ツアーを実施してはどうかということですが、本市は豊富な自然環境に恵まれているとともに、城下町の歴史や文化を物語る史跡や天然記念物、民俗芸能なども残されており、これらを総合し観光資源ととらえ、観光の振興を図っております。

ご提案にありますように、昨今の動向として「健康」をキーワードにしたさまざまな催しが注目されております。本市におきましても、幅広い視野のもとに自然を楽しむことに加え、スポーツ的な要素、あるいはものづくりや体験を伴った楽しみなども広く取り入れ、観光面と健康づくりを融合した方向を探りながら、体験滞在観光を目指してまいりたいと考えております。昔から利用されている地域の温泉や豊富な山菜など、地域産物を利用した食と観光を組み合わせ楽しんでいただくなど、心身の健康、安らぎと幸せが感じられる事業を推進し、あわせて市民が地域で暮らすことに豊かさと誇りを感じられるよう努力することも重要であると考えます。

なお、本市ではJR東日本による、駅から歩いて観光地をめぐる「駅からハイキング」も実施しております。

これまで由利高原鉄道を利用して実施した史跡めぐりなど、県内外から参加されました皆様から好評を得ておりますので、今後もJR東日本に働きかけながら続けてまいりたいと存じます。

次に、9番の農林水産省の補正予算にかかわる事業について申し上げます。

国では、昨年末以降の燃油の大幅な価格上昇や、ことしの夏から肥料価格の大幅な上昇が農業現場の生産活動に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとの見方から、緊急にコスト低減体系への転換を図り、資材価格の高騰に対応した生産体制づくりを進めるため、ご質問にあった3つの事業を柱とする原油高騰対策を発表しております。

当該事業の推進に当たっては、農業者団体と県等で構成される協議会を設置し、事業実施主体となる仕組みが示されており、本県の場合は12月1日現在、県水田農業推進協議会が実施主体となる見込みで調整中であるとの情報を得ています。

事業実施者については、農協、農事組合法人、特定農業団体等のほか、農業者の組織する団体で3戸以上の受益農家を含んでいることが必須要件となっており、事業によっては、受益農家が米の生産調整実施者または確約者であることがさらなる要件となっております。

事業の詳細については、県の推進体制等が確定していないため不明な点が多いところですが、国への申請期限が来年1月末との情報もあることから、推進体制が判明次第、県や農協等関係機関と連携して周知に努め、対応してまいります。

10番の遊休農地対策についてであります。農林水産省では、緊急的な耕作放棄地等の解消のための総合的・包括的支援として、ご質問にあったように来年度予算の概算要求に230億円の対策費が盛り込まれております。

本市におきましても、耕作放棄が懸念される自己保全管理などの遊休農地を解消し食糧自給率を引き上げ、限りある農地を有効に活用するため、これまで農業委員会と連携し農地パトロールなどを実施しているほか、耕作放棄地や遊休農地などの防止に向け、転作作物の団地化による圃場条件の改善と担い手の利用集積などに努めてまいりました。

また、今後は転作扱いとなる新規需要米の作付拡大や耕畜連携等により飼料自給率の向上を図り、さらなる農用地の有効利用を推進いたします。

ご提言にもあるようにヘアリーベッチは、農地の保全や肥沃化に有効な手段であると見受けられますので、本市としても本間議員の試験結果などを見ながら導入の可能性を検討してまいります。

次に、11番の教育関係であります。全国学力テストの結果における一連の騒動について、それから12番の教員のメンタルヘルスについて、13番の教員の裁判員制度についての対応については、所管の教育長からお答えをいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 渡部総務部長。

【総務部長（渡部聖一君）登壇】

総務部長（渡部聖一君） 2の国の出先機関の統廃合による本市への影響についてにお答えいたします。

政府の地方分権改革推進委員会は、本年5月28日、権限移譲を行うべき事務などを柱とした第一次勧告を、さらに8月1日に国の出先機関の見直しに関する中間報告をまと

めて、昨日、12月8日には第二次勧告を提出しております。

中間報告では、現行の国の出先機関は近年における地方自治行政の著しい発達、また、交通機関や情報通信手段の発達や社会経済情勢の変遷に伴う行政需要の変化などにより、もはや存在意義が薄くなったものも少なくないとし、抜本的な見直しが必要であるとしております。

さらに第二次勧告では、現行の5省9機関を廃止し、このうち国土交通省地方整備局や地方運輸局、農林水産省地方農政局や環境省地方環境事務所、さらには経済産業省経済産業局など4省6機関は企画・立案部門を（仮称）地方振興局に、直轄公共事業の実施部門を（仮称）地方工務局に、それぞれ統合し、両局には地元自治体の意向を反映できるように、知事らとの協議機関（仮称）地域振興委員会も設けるとし、これらを3年程度の準備期間を設けて実行するよう求めています。

本市といたしましては、県内にある国の出先機関との事務協議はあるものの、東北管内を管轄する出先機関との直接協議はほとんどないのが実態でございます。

その一方で、平成16年に発生いたしました新潟中越地震や本年6月に発生いたしました岩手・宮城内陸地震を初め、県域を越えた豪雨災害などへの復旧活動に対しましては、国土交通省の地方整備局による被災状況調査や道路復旧工事などへの技術支援が非常に大きな役割を果たしていたと伺っております。

第二次勧告では、権限移譲に伴い1万人程度を地方に移すとしておりますが、地方分権による国と地方の役割分担の見直しに当たっては、事務や権限の移譲とあわせて、そのための財源や人員を含めた再編がかぎになるものと考えておりますので、今後の動きを注目してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 中嶋企画調整部長。

【企画調整部長（中嶋豪君）登壇】

企画調整部長（中嶋豪君） ご質問の3、定額給付金への対応についてにお答えいたします。

定額給付金につきましては、総務省より支給要綱原案が提示され、今月3日に市町村への説明会が開催されたところであり、先ほど市長が高橋信雄議員のご質問にお答えしましたように、支給対象は所得基準による給付の差異を設けないことを基本とし、支給方法については郵送申請しての口座振り込みが原則で、給付金は1人当たり1万2,000円で、65歳以上と18歳以下の人には8,000円が加算されるというのが骨子になっております。

しかしながら、なお検討が必要な課題も残っていることから、今後、市町村との意見交換をしながら詳細な詰めが行われるようでありますので、県との連絡を密にしながら対応してまいりたいと存じます。

以上です。

議長（井島市太郎君） 齋藤福祉保健部長。

【福祉保健部長（齋藤隆一君）登壇】

福祉保健部長（齋藤隆一君） ご質問の7、特定健診の検証についてにお答えいたします。

健診制度につきましては、医療制度改革に伴い、本年4月より40歳～74歳までの方を対象とした特定健康診査及び特定保健指導を実施することが各医療保険者に義務づけられました。

この制度は、これまで市町村が老人保健法に基づいて行ってきました基本健康診査にかわるもので、近年注目されているメタボリックシンドロームに着目した健診であり、生活習慣を改善することで生活習慣病の発症や悪化を予防することを目的として、各医療保険者がそれぞれ実施計画を立て健診を実施しているところであります。

本市では、国保の特定健診と同時に国保以外の保険者による特定健診と、後期高齢者の健康診査も実施しております。

また、健診の実施状況につきましては、この制度が複雑で実施の詳細について国の決定がおくれたため十分な周知期間がなかったこと、これまで実施されていた検査項目の一部が実施されなくなったこともあり、医療保険区分や年齢などの受診要件の確認に時間を要している状況であります。

このようなことから、市の国民健康保険の健診受診率は当初の計画より低くなる見込みであり、今後は、他の疾病の早期発見のためにも介護保険法による生活機能評価等を含めて健診制度全般にわたり、実施方法や検査項目等について見直されるべきと受けとめております。

いずれにいたしましても今後の検証が必要と考えていますが、国保の医療保険者である本市としましては何よりも受診率などの目標を達成する必要がありますので、さらに制度の周知徹底と対象者への受診券の発行、自己負担の軽減や受診者が自由に受診できる個別医療機関方式の導入を検討するなど、受診しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（井島市太郎君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

教育長（佐々田亨三君） 本間議員の教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

11の全国学力テストの結果における一連の騒動についてであります。4月の全国学力・学習状況調査の実施、8月の結果公表後は公表のあり方をめぐって全国的にさまざまな議論がありました。特に本県では、知事の「各市町村は平均正答率の数値を公表すべきである」とのことに対して、各市町村教育長は反対であるとの見解が錯綜する中、10月には県教育委員会が公開請求にかかわって市町村名を伏して数値を公表するなど、さまざまな展開があったわけであります。

そもそも本調査は、文部科学省の実施要領に基づいて実施されております。調査目的は、国や県においては教育施策の成果と課題を検証してその改善を図り、各学校においては児童生徒の学力や学習状況を把握し、その成果を検証して学習指導の改善に役立てることとしております。また、市町村教育委員会は「個々の学校名を公表しない」という前提で参加しております。

本市教育委員会では、校長や教頭を含め教員18名からなる市学力対策委員会で調査結果を分析し、検討しました。それを校長会でさらに検討を加え、国語、算数・数学の教科領域ごとの結果や学習習慣等の傾向結果を、結果概要として議会の常任委員会で審議

をいただき、さらに市のホームページを通じて保護者や市民の皆様に公表したところであります。

結果の公表に当たりましては、学習内容が児童生徒にどれくらい理解できているか、指導法の改善をどのように図っていくかという調査の目的を踏まえることが大事であると考え、平均正答率などの数値公表は控えておりました。それは、数値公表をすると点数だけが話題の中心になってしまい、肝心の学習内容のどの領域や項目がよいのか、あるいは努力しなければならないのはどこか、また、教師は指導法をどう改善し、どんな指導技術を身につけるべきかということにはつながらずに、いわゆる数値が一人歩きする考えたからであります。

また、現段階では他の学校や自治体との競争を助長し、学校格差、地域格差や序列化につながりかねないという危惧からでもあります。

公表した本市の結果では、小中学校とも国語、算数・数学においてそれぞれの領域で全国を上回り、良好な状態にあると判断しております。

具体的には、知識に関するA問題の結果については、話すこと、聞くことや計算、図形領域における基礎的な知識と技能が身につけております。一方、活用に関するB問題の結果については、物事を観察して把握することや分類整理することはよくできていますが、課題解決のために構想し、自分の考えを的確に表現する思考力の育成については課題が見られます。

さらに、質問紙調査の結果からは、全国と比較して予習・復習などの学習習慣は身につけているものの、学習時間が少ない、テレビゲームなどをやる時間が多いなど、家庭と協力して取り組むべき課題も見られました。

各小学校においては、それぞれ学校だよりなどを通じて全国や全県の結果との比較及び授業改善の視点を明らかにするとともに、児童生徒一人一人の得意、不得意なところがわかるような個人票を作成し、一人一人に励ましの声をかけながら手渡しております。

これから実施される調査についても、市学力対策委員会、校長会、そしてPTAとの連携を充実させて、十分に指導方法の改善や家庭学習等に活用できるよう対応してまいりたいと思います。

次に、12の教員のメンタルヘルスについてでございますが、最近の社会環境は複雑かつ多様化し、教職員一人一人が果たす役割も多くなってきていることからストレスを受けやすい状況になっております。全国的・全県的にも精神的なことも含めさまざまな病気で休職する教職員も増加しておりますし、本市でもわずかではあります精神的事業や病気で現在療養している教職員がおります。

これらの状況を受けまして、教職員を所管する秋田県教育委員会もその改善に取り組んでいるところであります。具体的には、秋田県教育庁福利課が中心となって、ストレスの解消等を図ることをねらいにメンタルヘルス事業を行っております。

その内容といたしましては、心理学の先生等によるメンタルヘルスセミナーや心の健康講座、調査表による教職員ストレスチェック、心理カウンセラーによるストレス相談や医師などによる電話での24時間対応の健康相談事業などであります。

また、本市においては、毎週水曜日はノー残業をを目指すように各学校を指導しておりますし、学校でも日ごろから機会あるごとに校長、教頭の管理職が職員と面談等を行い、

教職員の心身の健康に気を配り、円滑な学校運営が行われるよう注意を払っているところであります。

さらに、教職員の心の病気が発生した場合には、関係する病院を紹介したり通院に配慮するなどし、家庭とも情報交換しながらその回復を図るように努めております。

なお、本市の小中学校には県の予算によっておよそ40名ほどの教員が多く配置されております。また、市単独予算で学校生活サポートなどの支援員も20人ほど配置しております。これらの施策は授業の改善及び児童生徒への支援の充実を図ることを第一義にしておりますが、同時に教職員の負担軽減の一助ともなっております。

市教育委員会といたしましても多忙化の解消に取り組むとともに、教職員の配置からも職場環境の整備に努め、学校訪問等で教職員一人一人の現状を把握しながら学校との情報交換を密にし、教職員の心身の健康保持に努めてまいります。

次に、13の教員の裁判員制度への対応についてお答えいたします。

平成21年5月21日から裁判員制度がスタートいたしますが、この制度は、国民が刑事裁判に参加することによって裁判全体に対する国民の理解を深め、国民の視点や感覚を実際の裁判に反映させることで裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことをねらいとしております。

裁判員の選任については有権者名簿から無作為に抽出されますが、その際、病気や親族の介護等でその任務が難しい場合や、仕事上の重要な用務でみずからこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある場合には辞退の希望を受け付けており、法令が定める理由によってはその辞退が考慮されるようであります。しかしながら、その判断については裁判所にゆだねられております。

本県では人事委員会規則を一部改正し、教職員が選任され裁判員として刑事裁判に参加する場合には、特別休暇の証人等休暇として扱うこととしております。

このことを受けまして各学校では、これまでの年次休暇や研修等で学校を留守にする場合と同様に、教頭を初め学校全体で支障のないよう補充など工夫してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 12番本間明君、再質問ありませんか。12番本間明君。

12番（本間明君） 1点だけお願いをいたします。

大変難しい課題ですが、まず雇用の関係でございます。市長の方から現実、現状のことについてのご報告がございました。私自身も行政、例えば由利本荘市として具体的に何ができるのかということになりますと、これは昨日、確か横手市もこの対策本部を立ち上げて市が一体具体的に何ができるのか、それに伴う財政が本当にあるのかないのかというようなことを内部でかなり検討し始めたという報道もございました。一番残念だといいますか、要するに国政の状況が要するに雇用関連含めて第2次補正が、政治的ないんな問題がある中ですが、年内にはもちろん出ないようでありますし、年明けでないという国の予算措置もなかなか実現しそうでないという状況で、これ何も私ども由利本荘市だけの問題でなくて、日本全国の問題です。しかも、この先、年末を迎えて派遣社員の皆さん方の身分が、あるいは年明けになってもだと思います、ますますふえていくというようなことは、恐らくここにいらっしゃる当局の皆さん方も議員も共通認

識であるわけで、何と申しましょかね、難しいのはわかるんですが、まさしく知恵を出し合いながら何とかこの雇用対策については当局も、そして我々議会も真剣に実情把握をしながら取り組んでいかなければならない最大の課題だというふうにしてまず思っています。

ですから、まず市長からは、国の動向がまだ見えない中です。ですから、にもかかわらず、市民の中には先ほど申し上げました大量に同時に職を失ってしまった皆さん方は、それはそれで何とかしなければならないという議論になるわけですが、お一人の方が一人のところで職場を、職を失っても、一人一人の人間にとってみれば同じことなわけで、それらがトータルとすれば、先ほど申し上げましたようにもう1,000人以上の皆さん方が現実に職をもう既に失っている。きょうも、それにこたえる求人力は0.5ももちろん切って0.4台だというあたりのところを我々ももっともっと重く受けとめて知恵を出し合いたいと思いますので、市長から再度その辺のお考えをお伺いをいたしたいと思います。議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） ただいま本間議員から雇用関係対策についてお尋ねがありましたが、まず不景気がこんなに日本全国広がるとも予想もしなかったわけでありましたが、由利本荘市としての一番の要するに解雇というような形、ジョイフルシティがございました。それでジョイフルシティを持っている市の中でも一番早く私の方の市がその対策会議を開きまして、これには金融機関や、あるいはハローワーク、県の振興局も入れまして、どのようにしたらいいのかというようなことを協議いたしました。それで先ほどもご説明申し上げましたように、なかなか今ジョイフルシティだけの問題でない、ほかの方にもございまして、当初はなかなか再雇用というんでしょうか、それは5名しかおらなかったわけでありましたが、きょう申し上げましたように21人にふえました。これも議員の皆様方からのご理解とご協力によって、そこまで上がったというふうに私は思っています。これはやはり対策協議会、そうした力の入れようによって雇用していただいた企業の皆さん方からの理解だと思えます。

しかしながら、まだまだ大変でございます。それで11日...11ですね、きょうは9日、あすは10日、あさって。あさっての11日の午前8時45分にこの対策協議会を開きたいと。これは県の振興局の方に申し上げておりますし、ハローワークにも申し上げております。議員の皆さんにもぜひ参加していただきまして、何とかこの地域での仕事の何とか雇用対策について強く押し出したいなと思っています。

前であれば、よく急の土木対策だとかそうしたことの対策などもあったときもあります。しかしながら今公共事業も少ない。そうした対策も今見えません。ただし国の方として、また何かこの対策として別枠、別途またあるかもしれませんが、まず由利本荘市としてやるべきことは全力を尽くしてやりたいと、こういうような意気込みでございますので、ぜひともそういうことをご理解の上、ご協力のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 12番本間明君、再々質問ありませんか。

12番（本間明君） ありません。

議長（井島市太郎君） 以上で、12番本間明君の一般質問を終了します。

議長（井島市太郎君） 本日の日程は終了いたしました。
明日午前10時より引き続き一般質問を行います。
本日は、これをもって散会いたします。

午後 3時53分 散 会